

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機
設計及び工事計画）【42】

2. 日時：令和5年11月17日 13時30分～16時55分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

江壽企画調査官、千明上席安全審査官、津金主任安全審査官、
中村主任安全審査官、府川安全審査官、服部(靖)安全審査専門職、
植木技術参与

原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門
平賀係員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他12名

原子力設備管理部 設備計画グループ 担当※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長代理※

中国電力株式会社

電源事業本部（原子力耐震） 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の千明です。柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の設工認のヒアリングを始めます。それでは、東京電力の方から説明の方をお願いいたします。
0:00:16	東京電力の飯村と申します。よろしくお願いいたします。
0:00:19	本日は、津波に関する説明書を補足説明資料、そちらの方の説明をさせていただきます。
0:00:29	資料ナンバーで言いますと、一番から 10 番までありまして、一番については、津波に関する、浸水防護施設の基本設計方針、
0:00:42	2 番につきましては、それにつく、関わる
0:00:47	様式 6、7 の資料となります。
0:00:52	その下、3 番が、津波への配慮に関する説明書
0:00:58	4 番から 8 番が、その説明書の比較表。
0:01:05	という形となっております。最後に 9 番 10 番で、
0:01:11	津波への配慮に関する説明書にかかる、
0:01:14	補足説明資料、
0:01:16	ということで 10 番が、そちらの比較表となります。説明の方につきましては、
0:01:24	比較表、
0:01:27	の
0:01:31	差異がある部分を重点に説明をさせていただきたいと思います。
0:01:36	資料の方がですねたくさんありますので、まずは基本設計方針、説明書
0:01:44	そちらの方の説明。
0:01:47	をさせていただきますしてそこで一度切らせていただいて、
0:01:51	そのあと、補足説明資料の方の説明にさせていただきたいと思います。
0:01:59	よろしくお願いいたします。
0:02:02	それでは、
0:02:04	説明の方に入らせていただきます。資料番号、KK6、
0:02:10	本文、A-040、括弧比較表、甲斐 0。
0:02:16	先行審査プラントの記載との比較表、括弧、浸水防護施設の
0:02:22	基本設計方針、こちらをご覧ください。
0:02:28	こちらにつきましては、浸水防護の基本設計方針なんです、前半、
0:02:34	が、津波による損傷の防止、後半部分が溢水等による損傷の防止という記載となっております。
0:02:44	本日は、津波ということで、前半部分の津波による損傷の部分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:53	も、説明をさせていただきます。
0:02:57	すいませんちょっとページを飛んでいただきまして、
0:03:05	ページ、6 ページ目をご覧ください。
0:03:11	こちら隅括弧番号で言いますと、6 条 24、51 条 21、そちらの項目ですけれど、
0:03:19	こちらについては海水貯留堰が、6 号と 7 号で記載が
0:03:30	差異が出ているということで、主要設工認申請号機の違いによる差異として整理させていただいております。
0:03:38	続きまして 7 ページ目。
0:03:43	上段の方で隅括弧番号、6 条、26、51 条 23、こちらの項目ですけれど、
0:03:52	7 号機で申請済みの大容量送水車を、6 号機でも使用するため、記載に差異が出ている。
0:04:03	状況でございます。
0:04:05	その下の(2)番のところで
0:04:09	こちらにつきましても、スクリーン室、取水炉、こちらの方が、
0:04:18	そちらの設備がSA時のみ、67 共用となっていることで、7 号との負債が出ております。
0:04:30	続きまして、8 ページ目。
0:04:36	1 ポツ 3 ポツ後、津波監視という項目ですけれど、
0:04:41	こちらについては監視カメラ、津波監視カメラについてです。の記載になりますが、7 号機設備ですので、それを 6 号機でも共用としていることから、
0:04:53	記載に差異が出ております。
0:04:57	続きまして 9 ページ目。
0:05:01	の中段。
0:05:03	のところですかね。それ以降、タービン建屋内の復水器を設置するエリアの浸水にというところですが、こちらにつきましても、6 号 7 号で、
0:05:13	当該エリアの浸水水位の違いによって止水対策高さが違っていることで、差異が出ております。
0:05:28	続きまして 10 ページ目をご覧ください。
0:05:34	中段のところ、隅括弧番号、6 条、42、51 条 39、こちらの項目ですけれど、こちらについては、こちらについてもですね、
0:05:46	設工認申請号機の違いによる差異ということで、計器仕様の違いによって、原則レンジが違うことから、差異が出ております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:00	以降 11 ページ目の上段まで、こちらが差異はないということになっておりますが、
0:06:09	ここまでが津波に関する、説明となりますので、こちらの方は説明を、
0:06:16	これで終わります。
0:06:20	続きまして、
0:06:24	資料番号。
0:06:29	資料番号KK6、
0:06:31	. -1。
0:06:34	-004 回 0、
0:06:38	6-1-1-3-2、津波への配慮に関する説明書
0:06:45	こちらの方に
0:06:49	津波に関するところの説明書を一括でご準備させていただいております。
0:06:55	説明の方は、その下の比較表の方で説明をさせていただきますが、比較表ですと、図面等が小さくて見えない場合は、
0:07:06	こちらの説明書の方もご覧いただければ、
0:07:12	と思います。
0:07:20	以上。
0:07:22	規制庁の千明です。すいません
0:07:25	説明書に行く前に今の資料の一番説明あったところですねちょっと確認したい点がありますので、すいません。よろしく。
0:07:37	エザキエザキですけども、18 ページ、説明されていないところですけど、
0:07:43	ここで、
0:07:44	なお書きで、
0:07:47	なおな、
0:07:49	んなオオキの地下水排水設備。
0:07:51	ていう話がですね、書いてあって、これが共用化するっていう話。
0:07:56	では、6 オオキとアオキ地下水を共有化するっていうのは、どうもちょっとしっくりこなくて、何で共有するんですかっていうのちょっと、
0:08:06	事実確認させてください。なぜかなっていうね、共有化する必要があるのかどうかも含めてよくわからないので。はい。東京電力遠藤です。えっとですねサブドレン設備のポンプと、
0:08:19	東電でくみ上げるっていう構成が主なところですが、その前段で地下に埋まっています。集水管というものが、ちょっと図を今お示しできないんですが、建屋の外周部をぐるっと取り巻くように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:32	つけてございます。あとサブドレン感というのが、原子炉建屋のマット分、あとはコントロール建屋のマット分にメッシュ状に入っております。これらがですね地下ですべて繋がっております。
0:08:45	ですのでその地下に埋まって結合してる部分を共用させていただきたいと。
0:08:51	いう内容でございます。
0:08:55	はい。
0:09:00	はい、そうです。
0:09:01	はい。それでこちらの説明につきましては来週の内部漏水のですね、28日にご説明差し上げたいと思います。
0:09:15	12月8日、
0:09:17	あ、すみません。はい。イスイ側の方で、丁寧に説明させていただきます。あとですね、もう1点19ページで、
0:09:27	えーとですね、柏崎。
0:09:29	あとそれ以降のものと違いがあるとしたならば、
0:09:33	地下水位低下設備がそれぞれ、
0:09:36	青、青で、76って書いてあるんですが、
0:09:40	大嶋の方見ていただくと、これ多分、
0:09:44	カシワギ終わった後に、
0:09:45	女川から始まった話があって、
0:09:48	吸い上げるのはいいんだけど、吐き出すほうも確認しなきゃいけないってことになってですね、これって、外部から、
0:09:56	ちょっとそういうお手紙が来ちゃったんですね。それで、もう柏崎はもう終わっちゃった後だったんだけど翁長の方は、ちょうどそれは比嘉宇田川の話で、どんなに女川の場合は、特にちょっと、
0:10:08	進んで、今度はね、水地下水位低下設備の
0:10:13	に期待する。
0:10:15	呉効果役割が全然違うんで、特に和智はMS相当っていう話、クラス万相当って話ですか。でやってますからかなり、
0:10:25	どこまで多重化するかという話が議論されたんですが、
0:10:30	それを吸う方はそうしてるんだけど、じゃ、萩田層はどうなってんだっていう話が出ちゃってですね。
0:10:37	それで、それ以降、
0:10:38	本社とどっちかっていうところに書いてあるシマでいって、考え方がほとんど一緒に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	クラスは相当ではないと言われる。
0:10:45	建屋の耐震設計に用いる地下水の揚水や揚水やつを、設計に組み込むか組み込まないか、そのためだけの設備という、どっちかという位置付けになってます。
0:10:58	そうしたときに少なくともそれだとしてもですね、シバの方で見ていただくと、さらに地下水で処理するという話があって、
0:11:06	溢水伝播を防止する機能を損なう恐れがない設計とすると、いわゆるでも彼らのところも、
0:11:13	地表面を張って、どこかの放水、
0:11:16	こういうまでと辿り着いたら、そこから自然流下で流れるっていう、
0:11:21	話だけにはなっているんですけど。
0:11:23	ただそれって、今、他のサイトも、
0:11:27	つまりなんかもそうですけどそう言った。
0:11:29	今審査されています。なので、
0:11:33	7号機ではやってなかったですけど、6号機は、
0:11:37	当然島根とか、そのあとで出てきているので、それに関しては、審査を、説明をしていただく必要があると思うんで、いわゆる地下水位低下設備を排水した設備が、
0:11:49	発電所の中で耐力することなく、
0:11:53	海へ吐き出す。
0:11:55	ことができることを説明してくださいっていうことをコメントさせていただきます。これが
0:12:00	タダ7号機ではないの時は時代はなかったんですよそういう話がさっき申し上げたように外部から指摘を受けたんで、慌ててやったわけですが、審査会合ですね、そういったこともありますので、
0:12:12	ここでも女川とは位置付けが違う。
0:12:15	確実に、だけど今、島根とか、
0:12:19	泊とか、みんな同じ考え方で、
0:12:23	地下水位低下設備に期待する役割は、ほぼ柏崎も一緒なので、
0:12:29	少なくとも6オオキに関しては、
0:12:33	今、やっているコウ呉後段合う後段のですね、後続の発電所並びにそうす。
0:12:42	直近でやってあった島根等も含めてですね、どういった、うん。
0:12:47	ロジックくれるかっていうことを説明いただきたいと思いますが、よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:53	はい。東京電力エンドウで承知しました。またちょっと準備して説明したいと思います。
0:13:04	はい、それではまた、
0:13:07	では、この添付の方ですね。はい、説明の方続けてくださいお願いします。
0:13:15	東京電力飯村です。それでは、
0:13:19	添付の方を続けて、
0:13:23	説明させていただきます。
0:13:26	資料番号
0:13:29	KK6、
0:13:31	. -1-004。
0:13:34	-1、括弧比較表。
0:13:37	甲斐0 先行審査プラントの非記載との比較表。
0:13:42	括弧 6-1-1 の 3-2-1。
0:13:48	対津波設計の基本方針、こちらの資料で説明をさせていただきます。
0:13:57	ページ、1 ページ目をご覧ください。
0:14:03	1 ページの一番下の段で、2 ポツ 1 ポツ 1、津波防護対象設備、こちらについて
0:14:13	都心整合キーの違いによる差異と記載をさせていただいてますが、7 号機と 6 号機で図書番号が変わっているので、こちらについては、これ以降、他の説明書についても、
0:14:26	出てきますが、これ以降は、説明は割愛をさせていただきたいと思えます。
0:14:33	続きまして、
0:14:36	ちょっと飛んでいただきまして、
0:14:44	14 ページ目ですね、14 ページをご覧ください。こちらにつきましては、先ほど基本設計方針のほうで説明した際と、
0:14:55	同じですので、理由としては同じ理由となっております。
0:15:02	で、基本的には、基本方針と基本設計方針、
0:15:07	については、ほぼ一緒の内容となっておりますので、
0:15:12	基本設計方針ナック、こちらで、あと、
0:15:18	変更させていただいたというものがですね 19 ページ目。
0:15:25	19 ページ目の一番下の方ですねこちらについては規格の名称変更に伴う適正化として適正化をさせていただいております。
0:15:37	こちらの資料については以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:41	続きまして、資料番号、KK6、
0:15:47	. -1-004-2。
0:15:52	括弧比較表開 0。
0:15:54	先行審査プラントの記載との比較表、6-1-1-3-2 の
0:16:02	2、基準津波の概要。
0:16:04	こちらの資料、
0:16:06	説明をさせていただきます。こちらの資料につきましては、設置許可設置変更許可で設定した基準津波の概要を説明している資料となります。
0:16:21	こちらにつきましては、6号機も7号機、
0:16:25	も、差異はございませんので、詳細説明の方は、とけ、割愛させていただきます。
0:16:37	続きまして資料番号。
0:16:44	KK6、県、
0:16:46	a-1-004-。
0:16:50	3、比較、括弧比較表開 0。
0:16:53	先行審査プラントの記載との比較表。
0:16:57	6-1 の
0:17:01	1 の、
0:17:03	3-2-3、入力津波の設定、こちらの資料、
0:17:10	をご覧ください。こちらの資料につきましては、
0:17:16	入力津波の設定について説明する資料となっています。
0:17:22	先ほどの基準津波の方と一緒にですね、内容については、
0:17:29	6号も7号も申請号機の違い、によって図面の差異、
0:17:35	図面番号の差異、
0:17:37	という形で差異がございますが、それ以外はほぼ差異はございませんので、こちらについても説明の方は、
0:17:46	割愛をさせていただきます。
0:17:53	続きまして、資料番号。
0:17:58	KK6A. -1-004-4、括弧比較表、甲斐 0。
0:18:09	先行審査プラントのしか、記載との比較表。
0:18:14	(6)の 1-1-3-2-4。
0:18:19	入力津波による、津波防護対象設備への影響評価、こちらの資料をご覧ください。
0:18:34	まず 2 ページ目。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:37	下段のcポツの結果のところですね、こちらについては、
0:18:42	及びを入れさせていただいて記載の適正化を図らせていただいております。
0:18:51	続きまして、4 ページ目。
0:18:57	をご覧ください。こちらにつきましては、6 号機 7 号機で図面を指している図面が違うということで、それ以降、図面に関しては、同じような形となって、差異が出ておりますが、
0:19:13	そちらについては、
0:19:16	飛ばさせていただきます。
0:19:22	続きまして 17 ページ目をご覧ください。
0:19:34	括弧Bの上段のところですけど、こちらも記載の適正化として、平面図という表記を、配置図、
0:19:43	そして記載の適正化を図らせていただいております。
0:19:50	それから、
0:19:55	で、
0:19:57	あと次、20、
0:20:00	2 ページ目。
0:20:04	をご覧ください。こちらも
0:20:08	図面の違いという設備が 6 号と 7 号で違いまして、6 号機の取水槽閉止場の配置図、
0:20:19	を記していることで、差異が出ております。
0:20:24	その次のページ 23 ページ目です。こちらも、
0:20:31	6 号機の申請ですので
0:20:35	6 号機の
0:20:37	紙ですね、
0:20:41	設備を、
0:20:42	記載させていただいております。
0:20:48	これ、すいません、ちょっと。
0:20:52	資料の方を、すいません飛ばしていただきまして、
0:21:01	ページ 61 ページをご覧ください。
0:21:10	ええ。
0:21:12	中段のところですね、7 号機の説明のところでお書き、
0:21:18	をしておりますが、
0:21:21	今回 6 号機の方ではこのなお書きについては削除をさせていただいております。削除した理由としましては、6 号機申請。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:32	Aとして、6号機タービン建屋の循環水ポンプエリアと復水器エリアの境界壁における浸水防対策が、
0:21:43	今回完了しましたので、それまでの運用として、記載していた内容を今回、
0:21:54	削除させていただいております。そういった違いがございます。
0:22:02	続きまして、
0:22:08	64ページをご覧ください。
0:22:18	こちらにつきましては、設工認申請号機の違いということで系統設計条件の違いによる差異として
0:22:28	時間の違いがございます。
0:22:31	次のページ、65ページ。
0:22:39	こちらにつきましても、6号と7号で、評価結果の差異が出ております。
0:22:47	それ以降も、評価結果、数値に関しては、6号機7号機から6号機に変えたことで、それぞれの違いが出ております。
0:23:05	続きまして69ページ。
0:23:09	こちらにつきましては、
0:23:12	記載の適正化として7号機のところで、
0:23:16	誤記ですね、ありましたので、6号機では、正式な名称として、
0:23:23	適正化させていただいております。
0:23:40	それ以降、評価結果の違い。
0:23:46	図面の違い。
0:23:48	はございますが、そちらについては、
0:23:51	少し飛ばさしていただきまして、
0:24:07	88ページ目ですね。
0:24:11	こっちも一緒かな。
0:24:13	はい、88ページ目すいませんこちらも一緒なんですけど、今まで説明したやつと一緒に、数値に関して、
0:24:23	変更をしております。
0:24:41	続きまして109ページ目、
0:24:49	100ページ目をご覧ください下段の(3)評価結果のところで、
0:24:55	こちらについても数値を変更させていただいてますが、号機による津波引き波による、
0:25:03	水位低下の差として、差異が出ております。
0:25:15	続きまして、104ページ。
0:25:21	をご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:27	それぞれの数値に関しては、設計の際、
0:25:32	評価結果の差異ということで、差異が出ております。
0:25:36	中段のところで、記載の適正化として書かせていただいております。こちら7号機、
0:25:49	間違っていたところがあったので、
0:25:52	6号機では、記載を適正化させていただきました。
0:26:01	はい。
0:26:14	以降同じような、差異はございますが、
0:26:22	はい、説明は以上とさせていただきます。
0:26:28	すみません続きまして、
0:26:31	説明書最後の説明書となりますが、
0:26:35	資料番号、KK6、
0:26:39	. -1-004-5、括弧比較表10。
0:26:47	先行審査プラントの比、記載との比較表。
0:26:51	学校、6-1-1-3-2-5。
0:26:56	津波防護に関する施設の設計方針、こちらの資料をご覧ください。
0:27:09	少しページを飛ばさせていただきます、
0:27:13	16ページ目をご覧ください。
0:27:23	こちら、7号機設備2、7号機の申請の時には鉄板及び閉止版を内包するフラップゲートということで記載をさせていただいておりますが、
0:27:35	K6 呉については、貫通部止水処置の設備構成が違います。
0:27:42	言いましてこちらの記載は削除させていただきました。
0:27:49	で次のページ17ページ目ですね、をご覧ください。
0:27:57	Bポットの集積所取水槽水位計のところ、K6では、波力及びという文字を、
0:28:06	追加追記させていただきました。こちらについては取水槽水位計の強度計算書を作成して、今回、継続では、作成していますので、その
0:28:17	計算書の中では力を考慮しているということで追記させていただいております。
0:28:27	続きまして、28ページ目をご覧ください。
0:28:38	こちらにつきましては、号機による、
0:28:42	経路からの津波による津波高さの差異ということで、数値に差異がございます。
0:28:59	あとですね、すみませんちょっと飛ばさせていただきます、
0:29:14	途中、数値の差異につきましては先ほど来と同じ理由で、数値を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:23	変更させていただいておりますね。すみません 50 ページ目をご覧ください。
0:29:37	50 ページ目の一番下の
0:29:42	行ですね、7 号機では、7 名を
0:29:46	それから取水槽水位計の水位、
0:29:48	測定部となるバブラ緩和という記載をさせていただいておりますが、
0:29:53	先ほどの波力と同じですね、今回、継続で、取水槽水位計の
0:30:00	強度計算書を作成していることから、こちらのなお書きのところは、K6 では削除をさせていただきました。
0:30:15	すみません。これで、瀬、説明書の方の説明は以上となります。
0:30:25	はい。規制庁チギラです。それでは、一旦ここで区切って、はい。では最初の
0:30:34	基本設計方針関係と、あと、今の当法人場関係ですね、基本方針ですね、について確認をしていきたいと思います。確認する。
0:30:46	点がある方、お願いします。
0:31:03	エザキですけども、
0:31:05	うん。
0:31:07	とですね、入力津波関係で、
0:31:12	これって、
0:31:15	資料ナンバーの③なの。
0:31:19	③のですね、83。
0:31:23	ページとかですね。うん。
0:31:27	うん。
0:31:29	これって、
0:31:30	13 ページ開いてもらう。
0:31:38	通し番号 83 ページください。83 ページで、表の 3-1 があるじゃないですか。
0:31:44	その中で、STAR-Ⅲってあるよねアスターさんって、
0:31:49	読むと地震による地盤沈下の 1.0 メーターを考慮した値って書いてあるんだけど、
0:31:56	それって、
0:31:58	そのページ、もう、
0:32:01	結構出てくんですよね。
0:32:07	どこ。
0:32:16	ちょっとタバタカミヤ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:21	102 ページとかもそうかな。
0:32:24	それだけじゃないんだけど
0:32:27	基本的に 102 ページの場合は、
0:32:29	うんました。
0:32:33	違法になってるようになってんですけど、
0:32:37	いわゆるね、この 1.0 メーターはどこから出てきたんですかっていうのを お聞きしたいんですが。
0:32:43	小河さんオカお答えできますか。
0:32:47	多分ですね
0:32:49	それ資料どっか書いてある。
0:32:51	ちょっと見当たらなかったんだけど、多分、実は沖も谷津も調べたんだ けど、
0:32:57	多分 2 メーターってのあんだよ。
0:32:59	1 メーターっていうのは、
0:33:01	ないんじゃない。
0:33:02	ちょっとね、これはアオキないけど、審査官としてちょっと失格なんだけ ど、気づいてなかったんで、そこはどこにあるかっていうと、僕が見つけ たのは、
0:33:15	設置許可 6 側の設置許可のまとめ資料には書いてある。
0:33:22	実を言うと、
0:33:23	いわゆる 2 メーター
0:33:26	1 メーターってやってるんだけど、
0:33:29	まずその
0:33:30	津波シミュレーション解析、遡上解析をする上で、
0:33:34	どんな液状化して沈下するんですかってことで最大 1 メーター 2 メータ ーという形で取っていて、
0:33:40	内訳ってのは、この中に入ってるんですね、もう 7 オオキもそうだけど号 機は 1 メーター何かっていうと、基本的に
0:33:49	最初の 2 メーターっていうのは、
0:33:52	もうかなり細くなって保守的にやったとしても、津波は変わりませんって いう、
0:33:58	というようなロジックを組み立てるための、コンサバに計算した結果であっ て、
0:34:03	実際に許容津波だとか、基準面、いわゆる外郭防護 1、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:10	の観点で使うクドウ津波だとかその入力津波に使うその数字っていうのは、1.0 を使ってんですよ。
0:34:18	それは何が違うかっていうと、FLIPの計算をした。
0:34:22	ものに対して加算したイシハラの式が違うんだよ。イシハラの式っていうのは、2メートルっていうのが、
0:34:30	音精度とか、前々日、液状化しない層も含めて、無茶苦茶コンサバに出した値なんだよね、いわゆる何て言うのかな、2メートルだとしても変わることが変わらないのかっていう。
0:34:42	極端な状態で
0:34:45	何とか感度解析をしたという位置付けの数字だけにしかすぎないので、設計的にはそんな大きな意味合いを持ってないスミエ谷は、
0:34:56	1メートル何かっていうと、駅長かとして、
0:34:59	A層として、可能性が否定できない層に関して、
0:35:05	出したものが最大で1メートル、じゃ、何メートルでそのFLIPとそのイシハラの方法によった数字が1.0メートル。
0:35:15	て言ってるんですよ。
0:35:16	それを、以後、
0:35:19	使いますっていうのを、設置許可の後の資料で行っていて、
0:35:26	それってね、ページいうと、
0:35:29	5条の、
0:35:31	アイホンの
0:35:33	別添1の、
0:35:35	ハイフォンの件。
0:35:37	9-5 ページっていうところがあって、
0:35:39	そこに書いてあるんですよ。
0:35:42	だから、設置に戻らないと。
0:35:46	もう、エビデンスがないことになっちゃってて、そこちょっと名倉オオキの審査官としてちょっとね、面目ないところなんだけど、
0:35:53	そこはちょっと6、6号機、
0:35:55	そこは復活させてもらってどこかに、
0:36:01	エビデンスを復元して欲しいんですけど、よろしいですか。
0:36:14	あ、
0:36:20	はい。東京電力の尾川でございます。コメント趣旨廃止をいたしました。地盤入力津波の評価における、地震による地盤沈下1.0メートル、この数値の根拠を得るように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:35	こちらの資料の方にも、根拠を記載したいと思います。
0:36:40	それはちょっとよろしく願います。それを今更ひっくり返しとかそういう話ではないので、ただ、今、エビデンスが書いてあるんだけど、ちょっとエビデンスがなくなっちゃってるんで、それちょっとまずい。
0:36:50	下手すると2メートルと数字があるから、2メートルが独り歩きして1メートルと違うじゃないかって言うて、不安全の審査、審査をしていて、規制庁も、
0:37:00	東京でも何やってんだって話。
0:37:02	なったらまずいので、ここはちゃんとしっかりと、うん。
0:37:05	エビデンスを確保してください。
0:37:09	それとですねG、
0:37:12	いいやつでハマグチ資料で通し番号 110 億。
0:37:20	116 で、
0:37:22	両括弧 2 のbぽつかな。
0:37:27	ページをめくります。
0:37:32	その中で
0:37:35	下から 123 下の層Bポツの両括弧Aという、上の方の、
0:37:43	もう一つ上ぐらいですね、なお書きで、なお、地震を発生する
0:37:49	要因としない津波については、最高水位が基準津波と同等であると仮定した場合でも、津波による溢水は発生しない。
0:38:01	て根拠は、確かどこかに書いてある。
0:38:04	あるんでしたっけなんか読んだ気もするんだけどさ。
0:38:07	これって、
0:38:20	もう一つはダイゴクボだから、こういうこともいえるんだらうと思うんだけど、
0:38:27	仮定した場合でも発生しないって言ってるのはこれ考え方によってって、
0:38:32	起きないって言ってるのか、ここの中で、何かどっかで検討されていて、こういうことがいえるエビデンスがあるのかっていうのをちょっと聞きたかったんですけど、これ事実確認だけなんですけど。
0:38:53	ただどこかに書いてあるんだったらすぐ書いてあるページをちょっと紹介していただければ、
0:39:00	東京電力のカミデちょっと趣旨の確認ですけどここ
0:39:03	115 ページのところから 3 ポツ 4 で内郭防護に係る評価というところになりまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:10	このBポツのところは浸水防護重点化範囲の対策ということで内郭防護としては、
0:39:16	衛藤基本的に
0:39:18	低耐震クラスの配管が破損して、溢水してくるというような評価をしてございまして地震を発生しないとそのような配管は破断しませんというところがまず、
0:39:29	あると考えております。それ以外ですと取水槽閉止盤のところがございしますので、多分ですね、
0:39:35	もともと我々ノダで行っているのはその地震金、
0:39:40	出野ハダん総称とともに、
0:39:43	地震起因でない場合ってアマヤないと思うんだけど、いわゆる津波、基準津波の発、
0:39:50	とかによって配管が壊れないってのが確かどっか書いてあったと思うけど、そそれでも一応破損しないってことを確認しなきゃいけないんだけど、そうした場合ここで言うと、地震起因では多分ね。
0:40:03	地震発生起因としない津波っていうもの自体だったら、地震が起きてないと考えれば、基本的に、
0:40:11	損傷がないわけだから、津波の流入ってのはなんないですよ。
0:40:16	当然もともと1水門で。
0:40:18	ないですよ。大分必要ないですよ。
0:40:21	だけどそれはうなずけるんだけど、じゃあ、もともとってるその基準津波、
0:40:26	に対して破損するっていう事象っていうのは、
0:40:29	もう言わなきゃいけないんだけど、
0:40:31	こういう生きるためにはね。
0:40:33	確かどこか後ろに書いてあったと思うんだけど、何か、確か。
0:40:38	下位クラスの配管、循環水管とかいうのは別2確か、
0:40:43	もともとのね起動するときの創発とか、ああじゃ開発がすごく大きいので、
0:40:48	基本的にその層は、津波による発、
0:40:52	圧力が各小村配管に比べれば小さいんで、
0:40:55	津波ではそうしませんどっかから何か書いてた記憶があって、ここじゃないかもしれんけど、こっちの厚い方かもしれないけど今後のね。
0:41:04	今答えられなくてもいいんで、いわゆるイマイ、
0:41:09	僕としては事実確認してエビデンスが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:12	部分。
0:41:12	書かれているかっていうのだけ紹介して欲しいと。
0:41:15	と言っているのです、それはまた改めてまた確認した上でまた説明いただけますか。はい、承知しました。一応
0:41:23	補足的に申し上げておきますと補機取水槽とかですとベント管について、建屋の外まで行ってますので、
0:41:31	津波が押し寄せてきて圧力かかるみたいなことがないというようなところはどこか説明あるんですけど、多分あれは僕は作ってつけてもらってるんだけどあれまたさ、
0:41:40	あまり言いたくない。
0:41:42	承知しましたちょっと整理して、後日ご回答いたします。
0:42:10	はい。
0:42:12	はい。規制庁のナカムラですまず、私の方から2点ほど確認させてください。まず1点目が記載の仕方の方針のところちょっと、記載の仕方ですね。
0:42:23	のところで確認させてください。例えばですけども、
0:42:27	資料でいうと、
0:42:30	8番。
0:42:32	比較表ですね。で、
0:42:35	これ先ほどですね、例えばこの、
0:42:38	資料8番でいうと、
0:42:44	17ページですかね。
0:42:52	17ページで先行電力に合わせてっていうところで備考説明していただいたり、あと、これの資料の、はい。
0:43:02	はい。
0:43:04	わかりました。
0:43:06	これの資料の一番最後の方ですね、50ページ、ここも先行電力に合わせてっていうことでご説明があったんですけども、
0:43:19	何かというのですね、もともとこのヒアリング始まったころに、例えば比較表で6号と7号があって、7号6号の差異って書かれてるんですけど、
0:43:30	島根の2号のものが一番左の欄に書かれてて、島根の先刻、六、七の比較だけじゃなしに、
0:43:41	島根の比較、先行プラントの比較も、説明する必要があるんじゃないかっていうのが、ヒアリングであったり、あと、審査会合でもそういう話があったと思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:53	今これ、今回ですね、多分、もしかすると初めてだったかなと思いながら聞いてるんですけど、その
0:44:01	先行、
0:44:03	プラントの
0:44:04	記載っていうのを、ここで書いてこれいただいているのはこれで結構なんですけど、この記載の福祉型の方針としては、
0:44:14	先行プラントは、どの違いっていうよりは、先行プラントと反映して、へえっと、
0:44:24	7号と比べて違う記載にしたっていうのは、ここに、この津波に限らず他の
0:44:31	土木とか建築とかもそうですけど、ここに書き入れるっていう方針っていう考え方でよろしいんですかっていうちょっと確認です。
0:44:59	言ってることはわかります。わかんないですか。
0:45:04	要するに、
0:45:07	この比較表の、例えば、
0:45:10	資料8でいくと、
0:45:13	7号機との比較っていうので、一番右の方に高裁みたいなことを書いていただいているんですけど、
0:45:21	先行審査プラントのこちらとしては、以前のヒアリングとか審査会合で言ってるように、六、七の比較だけじゃなしに、先行審査、具体的に言うと女川とか島根が、
0:45:34	該当してくるんですけどその間に審査して行った審査、そういうものを反映してくださいねっていうコメントあったと思うんですね。そういうことに対して、
0:45:44	今後ですね、
0:45:47	先行審査プラントのものを反映して、変更したものを記載を変更したものっていうのは、ここに書いていただけるんですねという確認です。
0:45:58	だから今回みたいな形でしていただけるんですよっていう。
0:46:03	記載方針の確認だけなんですけど。
0:46:10	東京電力ホールディングス代表でございます。すみませんちょっとまだしっかりと今までのその中でそういった書き方の統一ができておりませんでしたけれども、この内容につきましてはちょっとそういった、これは具体的には島根になりますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:24	島根の整理の状況にかんがみて、こういった形にしましたということでございます。ちょっとこれ、どこまで展開っていったところはちょっと社内の方でも、
0:46:34	協議をいたしまして、今後ちょっと方針としてまたご説明させていただきたいと思います。
0:46:39	基本的にはわかるようにご説明をする方向で考えてございます。以上です。はい。規制庁、仲村です。今回みたいな形で、していただけるとこちらとしても、非常に明確になってわかりやすいんで、
0:46:53	あくまで比較表なんですね、自主的に作っていただいた資料ですけど、そうやっていただけるとこちらでも審査しやすいですし、
0:47:03	そうやっていただけるとありがたいということで今コメントしました。
0:47:09	すいません、もう1点も確認なんですけども、これも
0:47:12	資料ですね先ほどちょっと説明なかったんですけども、
0:47:18	資料の3番ですね。
0:47:22	の資料の88ページ。
0:47:30	これはちょっと確認なんですけども、
0:47:33	88ページにA断面とB断面というのが上下にあって、それの方、右の方ですね。
0:47:42	で、TMSL。
0:47:44	断面の方で言うと+12.0メートル。
0:47:49	BB断面の方は10+12.2メートルっていうのがあって、20センチ違うんですよね。その今御説明っていうのが、
0:47:59	上の方の注記の※で、
0:48:01	地震による地盤沈下0.2メートルを考慮した値っていうことで、まあ20センチの差が出てきてると思うんですけど、
0:48:09	これ、Bで、
0:48:13	その地盤沈下を、
0:48:14	考慮っていうのを変えてるんですけど、まだ、またその次のページ、
0:48:19	89ページも同様に、
0:48:22	C、Dで変わってるっていうところとかですね。
0:48:26	こういうのっていうのは、
0:48:29	88ページで言うと、A断面とB断面で分けてるっていうのの理由っていうのをちょっと確認したいんですけど教えていただけますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:16	時々限度です。ちょっとエビデンスをちょっともう一度確認しますが、これ地表面から出ている、躯体のその席上にコウ出っ張りというんですかね。
0:49:25	が多分それ一それぞれで違う構造だと思っております。ちょっとそこは我々もう一度エビデンスをよく確認して、
0:49:33	回答させていただきたいと思います。
0:49:37	はい。じゃ、それは次回か何かで説明していただけるということでさせていただきます。はい。A断面とB断面って、ほぼ近いのところで、
0:49:48	何か同じようなところでなんで変えてるのかなっていうところでちょっと疑問に思ってるということです。よろしく願いしますました。
0:49:56	はい。私からは以上です。
0:50:02	規制庁チギラです。すいません。私からもちょっと確認がありますが、土地量 7 番。
0:50:08	比較表のですね、
0:50:12	あと 15 ページちょっと説明の方も
0:50:17	ちょっと飛んでしまったところなんですけど 15 ページから、aとbポツの主水路、放水量等の経路から津波の流入防止っていうところが始まってくるんですけど、
0:50:29	登記たかったのは 15 ページの文章のところは差異がないんですけど、次の 16 ページの表の 3-2。
0:50:37	に行くとですね、7 号の時の、審査時の 6 号の、
0:50:44	流入経路等、今回の
0:50:46	6 号機の 6 号図、施設の流入経路が変わっているんですけど、ここについてなぜ変わっているのかって言うのが、聞きたいのとあと、同じような話で、
0:51:00	1 ページ、続けてしまいますけど、ページの 23 ページですね。
0:51:05	表の 3-3。
0:51:08	ここが何で今回違うのか。
0:51:12	と同じくですね。
0:51:16	32 ページの表の 3-4 の 2 分の 1 と、
0:51:21	表の 3-4 の 2 分の 2。
0:51:25	についてですねちょっとここ、文章で、何で違うのかっていうのが書いてないんですけど、ちょっとそこを、今回変わっているところ、理由とかですね何か条件が変わったのかとかですねその辺が、
0:51:39	ちょっと説明を加えていただきたいんですけど、よろしく願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:11	東京電力の井村です。すみません。ちょっとこちら、確認をさせていただいて、また、
0:53:19	回答させていただきます。
0:53:21	はい、わかりました。ではそのようにお願いします。
0:53:25	ちょっと比較のところでも右の欄を見てもですね申請号機の違いによる差異、
0:53:32	だとですねちょっとどういうことかなんてわからなかったの、ちょっとはい。また調整を。はい。説明していただければと思いますのでよろしくをお願いします。私から以上です。
0:53:49	規制庁の府川です。私から1点だけちょっと細かい話にはなるんですけども資料で言うと4番の耐津波設計の基本方針の比較表をお願いします。これの
0:54:01	13ページ14ページのところになるんですけども、
0:54:09	こちらの14ページのところの一番下にCポツで津波監視設備があると思うんですけども、
0:54:16	ここで津波監視カメラっていう規制があって、津波監視カメラは7号設備の67共用であるという、
0:54:25	ものであって、ちょっと13ページの上に
0:54:30	津波防護施設のところの記載を見、
0:54:33	横で見ている等、改正中セキの話があってそこについては7号機設備もこれも政治ですかね政治共用で6オク7共用ナゴ設備っていう、
0:54:47	共用で7号せんと、設備ですよと同じような位置付けのものがあってちょっとこの添付書類ないで、
0:54:54	その書き方の差異があるんですけども、ここで津波監視カメラのほうは7号機設備は書かなくてよろしいんですかね。
0:55:21	一応この前段にも津波監視カメラ出てくるんですけどもそこにも、どこにも書いてなかったんで多分この資料全体で津波監視カメラと単独の横で書かれてるとちょっとその規制の考え方を教えてください。
0:56:19	東京電力の井村です
0:56:23	こちらにつきましては、
0:56:27	共用の記載設備の器差に関してちょっとルール上問題があるかどうかをもう一度ちょっと確認をさせていただきます、
0:56:37	こちらも
0:56:40	別途報告をさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:45	規制庁深井です。はい。まず、今この資料を見ている段階で、7号機設備のものの書きぶりの違いが出てしまっているやはり資料内での整合をとっていただきたいと思いますので、ちょっとそこは、検討いただくということで検討していただければなど。
0:56:59	思いますちょっと余談でありますけど先行プラントの共用しているような設定、
0:57:06	申請書もちょっと、
0:57:07	加来アノン見てみたらですね初出でSOAの定義をして、後段では津波監視カメラ単独で書くような記載をしているプラント版でそこら辺も参考にしながらちょっと、
0:57:18	津波に限る話じゃないです資料全体としてちょっと整合とれるような形で、
0:57:23	し、
0:57:24	してもらえればいいなと思いますよろしくお願いいたします私からは以上です。
0:57:53	規制庁津村です。7番の資料の、
0:57:56	66ページ、お願いします。
0:58:02	66ページ、表3-9の、
0:58:06	ところで破損箇所隔離までの所要時間というのがありまして、ちょっと所要時間についてマスキングなってるんですけども、書きぶりがですね、
0:58:15	7号と6号で微妙に違って、
0:58:19	上の二つ違ってるとはんですけども、これは、
0:58:22	どういう理由でしょうか。
0:58:45	転記できない。
0:59:11	東京電不エンドウです。
0:59:13	基本的に設置許可でご説明さしてもらったものと同じでございまして、ちょっと
0:59:19	号機間で薬をつけたかどうかちょっともう一度確認いたします。ちょっとエビデンスをよく確認してですね。
0:59:26	はい。
0:59:28	はい。
0:59:32	はい。
0:59:40	が違う。
0:59:50	差異理由のところに、号機の違いというよりは、背這い許可の数字で、そうってますという表現の方がよろしいということでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:56	当局エンドウです。ちょっと持ち帰り検討させてください。よりわかりやすいようにと言うふうな観点で、この比較表の最後に、今おっしゃられた通り、
1:01:08	一括で数字だけの一覧をつけるとか、ちょっと考えたいと思います。
1:01:25	はい。
1:01:32	はい、承知しました。持ち帰り検討させてください。
1:01:38	規制庁津金です。次に、84 ページ、お願いします。⑦の資料 84 ページです。
1:01:44	表の 3-17。
1:01:46	で、循環水ポンプエリアの溢水量及び浸水水位について書かれてるんですけどもこれ、
1:01:54	動きの違いによって数値が違ってるとはんですけども、この桁数が、
1:01:59	何 6 号は、市、小数点 3 桁までつけてるんですけどこれは何か深い理由はあるんでしょうか。
1:02:18	それぞれ電力の飯村です。すみませんこちらも設置許可の方から持ってきている数値ですのでちょっとエビデンスのほう、もう一度確認をさせていただきます、
1:02:30	回答させていただきたいと思います。
1:02:33	規制庁津川ですはい許可の数字ということわかったんですけども、その桁数云々については、多分グラウンドルールみたいのがあって、
1:02:40	なぜそのシモノ 3 桁小数点 3 位まで書いてあるかなどちょっとわからなかったんでまたあのエビデンス等で示していただけたと思います。
1:02:48	続いて 89 ページお願いします。
1:02:53	89 ページ 3 パラ目ですかねなお書きのところで、
1:02:57	記載の適正化としているんですけども、7 号では、耐震静的な耐震 S クラス設備のみ存在するエリアであり、
1:03:04	つまり 6 号ではそののみが消えてるんですけども、これは 6 号と 7 号で違って、7 号は S クラスのみで、6 号については、S クラスのものもあるという意味でしょうか。
1:03:33	すみません、東京電力の飯村です。こちらにつきましては、意味的には変わらない。
1:03:40	つもりで言葉を 1 適正化させた。
1:03:45	という、
1:03:47	意味で修正をかけさせていただいております。S クラス設備、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:53	の配管電路 6 号についても、7 号と一緒に設備が該当するという事です。
1:04:01	規制庁津川です適正化ということであるとすると、7 号でのみとしていたのがちょっと違って、Sクラスでないものもあるところに、Sクラスのものがあると、そういう理由であるというそういう理解でよろしいでしょうか。
1:04:27	東京電力の飯村です
1:04:30	意味としては同じ。
1:04:32	としてとらえているので 7 号でも S クラス設備のみ 6 号も、
1:04:42	S クラス設備、
1:04:43	A、
1:04:47	として存在するエリアということで考えております。
1:04:52	確認しております。
1:04:55	今の説明ですと、両方両者同じであれば、そののみという限定している。
1:05:01	のが正しいというふうに聞こえたんですけども、本当にその S クラス以外のものはないとすれば、6 号でのみを取ってしまうのはちょっと値おかしんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。
1:05:16	すいません東京電力遠藤です。おっしゃる通りでこののみかかっているのは静的な、要は機能喪失しない S クラスが存在しますということを指してまして。
1:05:27	そういう意味では前の表現の方がよりわかりやすいかなと思って島根も見ても同じ表現ですのでちょっと
1:05:37	表現としては元に戻す方向で少し考えたいと思います。
1:05:43	規制庁津田です。はい、了解しました。
1:05:46	続いて、⑧の資料なんですけれども、16 ページをお願いします。
1:05:53	あと、16 ページのところ、先ほど
1:05:56	清申請号機の違いで、閉シバについてちょっと違いがあるということだったんですけども、
1:06:01	7 号では
1:06:04	フラップゲートがついたものだったけれども 6 が違うと。
1:06:07	で、7 号ではフラップゲートをつけたのは多分意味があって、
1:06:11	全くその必要がないものをつけてると思わないんで、1 一方 6 号はつけてないと、両者に違いがあるということであれば、閉シバ人に期待する機能がそれぞれ違っているんだと思うんですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:22	で、
1:06:22	これも含めてさっきアノエザキやチギラからもあったんですけれども、工期の違いで、申請号機の違いによる差異だけで今説明されてしまってるんですけれどもちょっと、
1:06:35	そのそれぞれ異なる点については、補足説明資料等でまとめてちょっと示していただいた方がいいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。
1:06:44	東京電力遠藤です。このフラップゲートを設置する箇所が空調ダクトの常時流れがあるところ水が来たときだけ閉めると。
1:06:53	ということでございます。ですので7号機時にはそういうものが必要だったんですが、6号機ではその空調ダクトにつける必要がございませんでした。ですので消してもらったと。
1:07:05	おっしゃる通りこの今の理由だけだとそういった内容はわかりませんのでちょっと比較表の中で、もうちょっと丁寧に書かさせてもらおうと思います。
1:07:14	わかりました。はい。
1:07:20	わかりましたちょっと図面も駆使しまして、ご説明させていただきたいと思います。規制庁さんです。よろしくお願いします。
1:07:29	と、あと、
1:07:30	①の資料で、
1:07:34	すみませんこれ今日の説明の対象じゃないかもしれないんですけども18ページのところで、
1:07:39	ブロアートパネルについて記載がありまして、
1:07:42	これ会合でも議論になった、675でのブローパネルの違いというものの説明になると思ってるんですけれども、
1:07:50	この点についてはこのプラントの方のブローアウトパネルの閉止装置のところで、1装置含むところで説明されていると思うんですけども、
1:07:59	そちらとそごがないようにしていただきたいと。
1:08:03	思いますけどいかがでしょうか。
1:08:21	すみませんページ間違えました17ページの方でした。17ページのところの、
1:08:26	2ポツ5ポツ3の4段落目ですか、ブロアートパネルについて書いていて、六、七号が異なっていると。
1:08:34	こちらについては

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:37	異なってることは理解はして、この中の説明というのが、ブローアウトパネル側の方の説明とそごがないようにと整合してるという理解でよろしいか。
1:08:47	説明してください。
1:09:09	東京電力の井村です。こちらについては
1:09:16	イセ側で確認は取れ、
1:09:18	ているかと思うので、
1:09:23	あ、東京電力山口です。ブローアウトパネルのこちらの関係する説明のところ、ご指摘等いただいてこの備考欄と拡充園名 6 と 7 の違いの説明を拡充するような、
1:09:35	点につきましては、こちらの方にも同じように反映するようにいたします。規制庁須賀です。了解しました。私からは以上です。
1:09:49	はい、規制庁チギラズ他何かありますか。
1:09:52	よろしいでしょうか。
1:09:54	それでは後半の補足説明資料の説明の方をお願いいたします。
1:10:18	東京電力の飯村です。それでは、
1:10:22	資料番号 9 番と 10 番の
1:10:30	9 番 10 番補足説明資料と、そちらの比較表について説明をさせていただきます。
1:10:38	こちら、一括で説明をさせていただきますが、余りにも長いようでしたら、途中で、
1:10:47	切っていただいて、はい。説明については、すいません、資料番号で言いますと、KK6、
1:10:58	補足-019A-2 回 0。
1:11:05	資料に、
1:11:07	津波への配慮に関する説明書に関わる、
1:11:12	補足説明資料、それとですね、ナンバー10 番の、
1:11:17	KK6、補足。
1:11:22	-019-2、カッコ比較表かい 0、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の記載との比較表。
1:11:32	括弧資料に、津波への配慮に関する説明書に関わる、
1:11:38	補足説明資料、こちらの方で説明をさせていただきます。
1:11:47	比較表の方につきましては、K7、K6 の項目についての比較をさせていただきます。
1:11:57	説明については変更箇所を中心に説明をさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:05	それでは説明をさせていただきます。
1:12:08	まず最初に、
1:12:11	1 ポツ、入力津波の評価、その下の 1 ポツ 1、潮位観測記録の評価について、そこから、
1:12:21	1 ポツ 3 の港湾内の局所的な海面の冷氣について、こちらにつきましては、資料については、14 ページからという形になりますが、
1:12:34	こちらにつきましては、7 号機と変更点はございませんので、割愛させていただきますと思います。
1:12:44	続きまして、1 ポツ 4 の管路解析のモデルモデルについて、資料につきましては、
1:12:52	通し番号の 82 ページになります。82 ページからになります。
1:13:01	こちらにつきましては、申請号機の違いによって主水路、断面位置の変更ということで、
1:13:09	変わっているところがですね、87 ページ 88 ページのそれぞれの図面が 7 号と 6 号で変更になってます。
1:13:21	というところで、
1:13:24	変更している箇所は、そういったところがございます。
1:13:31	続きまして 1 ポツ 5 の入力津波の不確かさの考慮について、こちらについては、資料通し番号 92 ページ以降になります。
1:13:43	こちらにつきましても、申請号機の違いによって、入力津波の高さが変更になっているというところで、
1:13:52	96 ページ目。
1:13:57	をご覧くださいと思いますが、こちらに書いてある、入力津波高さ水位上昇側、水位下降側、こちらの数値を、7 号から 6 号に、
1:14:10	改定を変更しております。
1:14:17	続きまして 1.6、1 ポツ 6、遡上解析のモデルについてというところで、資料については、103 ページからになりますが、
1:14:27	こちらについては 7 号機と、変更箇所はございません。
1:14:36	続きまして 2 ポツ、津波防護対象設備、2 ポツ 1、
1:14:43	津波防護対象設備の選定及び配置についてということで、
1:14:49	資料については、113 ページから、
1:14:53	となります。こちらにつきましても 7 号機と、6 号機で
1:15:01	選定している、
1:15:04	設備が違っていることから、変更をかけておりますが、
1:15:10	考え方、選定する、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:15	考え方としては、7号機と変わっておりませんので、そういったところの変更。
1:15:24	でございます。
1:15:28	続きまして2ポツにタービン建屋における耐震Sクラス設備の
1:15:36	浸水、
1:15:37	営業について、その2ポツ2の参考資料1、タービン建屋内のケーブルの改正による浸水影響についてということで、
1:15:48	こちらについては、資料につきましては、
1:15:53	157ページから、
1:15:56	となります。
1:16:02	こちらにつきましてもそれぞれ
1:16:07	今回6号機の申請ということで、6号機の図面、
1:16:12	示している図面と、あと、
1:16:16	設計値、163ページ。
1:16:21	の浸水水位とかですね、そういったところを、6号機のデータとして、
1:16:30	変更をかけて、
1:16:33	おります。考え方としては7号機と、
1:16:37	変更はございません。
1:16:44	続きまして2ポツ3、耐津波設計における浸水、
1:16:49	防護重点化範囲との境界についてということで、
1:16:53	そちらの2ポツ3の参考資料1、概要を、
1:16:58	水源とする内部溢水、
1:17:02	浸水エリアの床ドレンライン、浸水防止、
1:17:06	治具の
1:17:07	対策状況、こちらにつきましては、資料については168ページからとなります。
1:17:16	こちらについても先ほど来と一緒に、7号機と6号機によって、数値、
1:17:24	設計値、
1:17:25	図面等が
1:17:28	変えられて、
1:17:29	変更となっております。
1:17:37	続きまして3ポツ、
1:17:39	取水性に関する考慮事項。
1:17:42	3ポツ1、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:45	砂移動による影響確認について、そちらの参考資料 1 として、周辺海域における
1:17:55	提出土砂の流動解析結果について、こちらにつきましては、資料、
1:18:02	ページとしては 188 ページからになります。
1:18:10	こちらにつきましても申請号機の違いによって、設計値等が変更ということ。
1:18:16	記載させていただいております。それぞれ、
1:18:20	7 号機、
1:18:23	そのものが 6 号機に変わっているといったところでの変更をかけて、
1:18:29	おる状態でございます。
1:18:37	続きまして 3 ポツに、原子炉補機冷却海水ポンプの波力に対する強度評価について、
1:18:46	そちらの 3 ポツ 2 の参考資料 1、取水炉、放水炉、
1:18:52	津波侵入時の原子炉補機冷却海水ポンプの影響について参考資料 2 の主水路の管路解析結果について、
1:19:02	こちらにつきましては、資料通し番号 211 ページからとなります。
1:19:09	こちらにつきましても申請号機の違いによって、メーカーの違いが出ておりまして、
1:19:20	計 7 から
1:19:22	K6 の方に変更してますが、
1:19:24	評価結果、そちら、
1:19:29	については問題ないことを確認しております。
1:19:38	続きまして 3 ポツ 3、除じん装置の取水性への影響について、
1:19:49	資料については 227 ページからとなります。
1:19:54	こちらについても、6 号機から 7 号機に、7 号機から 6 号機へのデータとして修正は、
1:20:04	変更している箇所がございますが、
1:20:10	基本的には 7 号機と考え方は一緒となっております。
1:20:16	3 ポツ 4、
1:20:19	常用海水ポンプの停止手順について、そちらの 3 ポツ 4 の参考資料、
1:20:26	申し訳ございませんこの比較表の方、ちょっと字が間違っておりました、城様。
1:20:33	常用系の海水ポンプ停止インターロック。
1:20:38	追設に伴う悪影響について、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:41	こちらにつきましても、こちらにつきまして資料については 235 ページからとなります。
1:20:53	こちらにつきましても 7 号機から 6 号機用として、それぞれ
1:21:03	数値を、
1:21:05	数値の変更、考え方の変更を、考え方については、7 号機と変わっておりませんが、数値の変更をさせていただいております。
1:21:19	続きまして、4 ぽつ、漂流物に関する、
1:21:25	考慮事項。
1:21:31	4 ポツ 1 の設計に用いる
1:21:35	遡上派の流速について、
1:21:40	資料については 241 ページとなりますが、こちらについては、7 号と変更はございません。
1:21:47	4 ポツに、漂流物による影響確認について、
1:21:55	こちらにつきましては、246 ページからとなります。
1:22:02	こちらについての変更箇所としては、申請号機の違いによって水位、
1:22:10	時刻歴、対象設備の記載の変更ということで、
1:22:14	7 号機から 6 号機の紙、時刻歴の方に、
1:22:21	変更をさせていただいております。
1:22:28	4 ポツ 2 の添付資料。
1:22:33	1、
1:22:34	それから、添付資料 5。
1:22:38	こちらにつきましては、7 号機から変更している箇所はございません。ページについては、360 ページから、
1:22:48	それ以降、
1:22:50	の資料となりますが、
1:22:52	7 号機から変更はございません。
1:23:01	4 ポツ 2 の参考資料 1 につきまして漂流物挙動の検討について取水口への
1:23:09	漂流物到達の可能性、こちらについては、
1:23:15	ページ番号で言いますと 391 ページからとなります。
1:23:21	こちらについても、申請号機の違いによって、水位時刻歴、
1:23:27	そちらの方が変更になっているという形となります。
1:23:39	続きまして、4 ポツ 3。
1:23:43	燃料等輸送線の、係留索の耐力について。
1:23:48	その下の参考資料 1、燃料等輸送の漂流物影響。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:55	について、
1:23:57	へえ。
1:23:58	それから、4 ポツ 4、4 ポツ 簿、4 ポツ 6、
1:24:05	につきましては、7 号からの変更点は、
1:24:11	ございませんので、説明のほうは割愛させていただきます。
1:24:19	へえ。
1:24:21	続きまして 4 ポツ 7、漂流物衝突を考慮した。
1:24:26	津波防護施設の
1:24:28	設計についてこちらにつきましては、新規箇所もございますので、
1:24:35	説明の方は、
1:24:39	交代させていただき、
1:24:45	東京電力のカドノでそれは 4%センナナゴご説明差し上げたいと思います。本事業は施設設備の強度評価における置いて考慮する、処理物の衝突荷重の算定について説明するようになってございます。
1:24:57	4 ポツ 7 ポツ 2 に記載してあります通り衛藤小と評価対象の被衝突体ですね、こちら表 4 ポツ 7 ポツ 1 に示してございますけども 7 号と同様に、
1:25:08	海水貯留堰を選定してございます。
1:25:11	今回の 6 号申請になりますので、6 号機海水貯留堰と 7 号機海水貯留堰の位置付けが、衛藤。
1:25:17	変わっているというものになりましてそのため 7 号の時はですねこちらの資料 7 号機の取水口前面の水位を用いて検討しておりございましたけども、今回 6 号機においては 6 号機、
1:25:27	海水取水口前面の水位において整理を実施してございますそれによって内容が少し異なっているというところになります。
1:25:36	4 ポツ 3、7 ポツ 3 ですけれども 6 号機 7 号機の海水貯留堰は通常
1:25:42	海に沈んでございまして TMSF-3.5 メートル。
1:25:46	2 点場がございまして雨水がそこより低下したときにですね、漂流物と衝突するものとして今後整理をして実施していくことになります。
1:25:55	ちょっと注記 3 に書かせていただいておりますけども、6 号機の海水貯留堰につきましてはですね、喜多編の一部が 5 号機の海水貯留堰と兼ねてるためですね、一部 TMSL-3.0 の箇所がございます。
1:26:07	ただ、今しがた申し上げた通り貯油衛藤整理につきましてはマイナス 3. TMSL-3.5 で整理してございますその理由としては貯留機能としてはですね、残り 2 辺、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:18	このマイナス 3.5 ございますのでTMSL-3.5 にしか期待していないというところと、一部であるというところから、江藤前野さん前後について整理をするということになってございます。
1:26:29	喜多編のTMSL-3.0 を考慮した場合についてですけれども、それにつきまして新たに新規の添付資料 5 という形で付けさせていただいてございますのでそれを追って説明差し上げたいと思います。それでは当初の 499 ページ、
1:26:46	表の 4 ポツ 7 ポツになります。衝突表、影響を評価する検討対象漂流物一覧となりますけどもこちらの 7 号機と同様となっております。
1:26:58	4 ポツ 7 ポツ、5、衝突荷重の算定式の選定というところで、
1:27:03	次ページに示します 4 ポツ 7 ポツと 3 と 4 ポツ 7、
1:27:07	ポツ、4 の表ですね、表裏物衝突荷重の起用費。
1:27:12	の評価式と適用性というところをまとめてございます。
1:27:16	7 号機でお示したものに加えまして 2021 年度、原子炉規制庁殿の安全研究の報告書を追記させていただいてございますけど、考え方は、
1:27:27	変更ございませんで、荷重算定時の選択にあたっては漂流物の被衝突体の近傍、直近海域にある状態で津波が作用するか、もしくは衝突物が飛翔体から一定程度離れた場所、
1:27:39	前面海域にある状態で、
1:27:42	ある状態で津波が作用するかが重要となるものと判断してございます。以降ですね
1:27:47	漂流物が直近海域にあるのか前面海域になるのかというところを整理して、評価式について選定してございます。
1:27:56	通し番号 503 ページお願いします。
1:28:00	4 ポツ 7 ポツ 5 ポツ 2 になります。衝突荷重の算定式の選定におきましては、こちらのページ、黒ポツ三つ書いてございますけどソリトン分裂及び、
1:28:10	砕波の発生位置改定溶出面の範囲、期中衝突の発生の有無というところの観点から整理を実施してございます。
1:28:17	(1)ソリトン分裂及び砕波の発生位置に関しましては、取水口前面のデータこちらの警護に書いてございますけども、詳細添付資料 1 に記載してございますが、結論として変わらず、
1:28:29	基準津波発生時に分裂は及び砕波ノイズが発生しないものと判断してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:34	したがいましてソリトン分裂砕波の観点では、直近海域からの漂流物は存在しないものと整理してございます。
1:28:41	次のページ 504 ページになります。
1:28:44	括弧に書いて露出の範囲になります。
1:28:48	こちらにつきまして、レイアウト整理は変わってございません。衛藤甲府の船舶及び保安院以外の漂流物につきましては、衛藤海底が露出する範囲で、ご案内に存在する可能性が否定できないということから直近海域の漂流物として整理してございます。
1:29:03	一方への広告の船舶保安、
1:29:06	につきましては、軌跡シミュレーションの結果を基にですね、
1:29:09	と書いて露出範囲に、
1:29:12	海底が露出する基準地震と、基準津波 2 の地震発生後 120 分付近において、社員に存在確認されないため海底露出範囲の観点では直近海域の漂流物ではないというふうに整理してございます。
1:29:26	続きまして 506 ページ。
1:29:31	(3) 期中衝突の発生の有無の観点からになります。
1:29:38	改正条例セキは先ほど申し上げた通り、%高さ、TMSL-3.5 でありますから、水がPS3.5 を下回る時に気中衝突が発生することになります。
1:29:50	衛藤。
1:29:52	2 段落目に書いてございますけども、直近海域前面海域については、ご案内の量、住居等を考慮して設定してございます。具体的には 507 ページを押し、
1:30:02	ご覧ください。遠い図、4 ポツ 7-6 に、案内の入居状況を書いて後、
1:30:08	示してございまして、床案内に流入した津波はご案内の中心付近を境にですね大きく大湊側に向かう流れと荒浜側に向かう流れで分岐します。
1:30:17	ここの分岐としては、図上の点線になりますけども、ここは保守的にですね左側の
1:30:24	赤の実線の方ですね区切りとしまして、
1:30:29	下の図 4 ポツ 7-7 に示します通りこの赤嶺の範囲をですね直近海域と定義して、それ以外の範囲の前面海域というところで子供の赤い範囲にあれば直近海域からの漂流物というふうな整理をすることとしてございます。こちら 7 号機と同じ考えになります。
1:30:48	整理結果ですけども公告の船舶、保安院以外の漂流物につきましては先ほど(2)の海底露出を同様にですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:56	直近海域に存在する可能性が否定できないため気中衝突の発生の有無の観点で、直近海域の漂流物と整理してございます。
1:31:03	航行不能船舶等保安につきましては、
1:31:07	貯金会議に存在する時間が限定的であると考えことから、流向流速、軌跡シミュレーションに係る検討を実施してございます。
1:31:15	軌跡シミュレーションの結果を図 4 ポツ、
1:31:19	7-8 と添付 7-9 江藤通し番号で、
1:31:24	508 ページですね。
1:31:28	右上にページ番号言ってますけど 508 ページに記載してございます。
1:31:33	上の図は、包丁低が健全のケースになります。左から基準津波 123 となっていて、一番左側につきましては TMSL マイナス 3.5 メートルまで水位が低下しないと。
1:31:46	いうところで気中衝突はないというふうに判断してございます。
1:31:49	基準津波 2 につきましては TMSL - 3.5 メートルまで低下する時間がですね、90 分 120 分、255 分ぐらいのところ赤丸がついてるところですけど、こちら、
1:32:00	水位が低下することと下の図でですね、直近海域まで漂流物が侵入する可能性がありますというところでこちらちょっと詳細で検討をさせていただきます。
1:32:12	その次となり、基準津波 3 につきましてはこちらも同様に、TMSL - 3.5 まで低下しないというところで、期中衝突はないと判断してございます。
1:32:22	図 4 ポツ 7 ポツ 9 の膨張なしケースにつきましては基準津波 123 それぞれ江藤貯金会計まで漂流物が侵入しないので、こちらの期中衝突はないというふうに考えてございます。
1:32:33	ですので包丁で健全係数基準津波 II 2 のところの詳細評価を実施してございます。それが 109 ページ。
1:32:43	すいません 509 ページをご覧ください。
1:32:46	こちら、
1:32:48	防潮で、
1:32:49	健全ケースの地震発生後 120 分ものになります。上のグラフが 6 号遂行前面での推移のグラフとなっていて、
1:32:59	ところが 120 分のところに注目してございます。その時に漂流物の軌跡を示してございます。
1:33:06	緑赤、青それぞれ、丸いマーキングがついてるとございますが、ところこれが当該時間における漂流物の位置ということになってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:16	110分、115分、120分と、流れによって多少変動しますけれども、この120分前後におきまして、直近海域に、
1:33:27	漂流物が侵入していないということがわかります。
1:33:30	なおですね
1:33:31	ここに示してございますが軌跡がずっと載ってますので120分以前につきましても貯金会議に投票率は行っていないというところで、先ほどおっしゃった90分120分については、
1:33:42	衛藤。
1:33:43	水が、TMSL-3.5メートル以下に、
1:33:46	まで下がる時に、
1:33:48	直近海域に漂流物がないということがわかります。
1:33:53	すいません。続いて510ページご覧ください。
1:34:01	えと510、510ページはですね255分付近の同様に、
1:34:07	漂流物の軌跡を示してございます。
1:34:11	253分のところ、衛藤。
1:34:14	マーキングしてるところを見てございいただきますと、それから、
1:34:18	直近海域には、登用率は存在していないというところで、それが256分259分というような流れで動きますけれども、その際は、
1:34:27	直近海域に漂流物が入ってこないということがわかるかと。
1:34:33	戻っていただいて506ページになります。
1:34:36	結論といたしましては基準津波に膨張して健全ケースにおきましても衛藤取水口前面水位がTMSL-3.5メートルまで低下する期間におきまして、津波による押し波引き波に応じて港湾外の下の流れが変化して一応、
1:34:49	長期間一応の流れとなっておらず、この期間において港湾外の漂流物は直近海域に船内侵入しないことを確認してございます。
1:34:57	したがいましてK7と同様にですね、広告の船舶及び保安については気中衝突の発生の有無の観点では直近海域からの漂流物に、
1:35:07	ではないというふうに整理してございます。
1:35:14	以上を踏まえまして510ページ511ページで、衛藤衝突荷重の算定式の選定結果を載せてございますこちら7号機と同様となっております。
1:35:26	で、512ページから、その他の衝突モードに係る整理というところで、まず活動状態の衝突と、直接落下による金賞という観点でございますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:36	滑動状態での衝突につきましてはですね、ゲームの時と同様にですね、最も重量の大きいゲーム者 14tがですね、活動状態において衝突荷重を算定してございましてそれを 160。
1:35:49	18kNというところで、後程示します軽自動車の浮遊状態で衝突する荷重 499 ニュートンに比べて小さいことから活動状態での衝突について影響が小さいものと判断してございます。
1:36:02	(2)の直接落下による期中衝突につきましては、
1:36:06	ですけど大湊護岸部で活動する漂流物が海中処理セキに向けて落下した場合に、気中衝突が発生し衝撃的な荷重が発生する可能性があるまでであるため、
1:36:16	セト発生の有無について検討してございます。
1:36:20	江藤 513 ページ図 4 ポツ 7-13 にですね、基準津波に防潮
1:36:27	d健全護岸部二名と沈下ケースにおける、地震発生後 90 分から 120 分における 5 番、大湊護岸の水位時刻歴と取水口前面の時刻、
1:36:38	セキの関係を示してございます。
1:36:42	これ見ていただきますと取水口前面がTMSL-3.5メートルとなり、海水貯留堰が露出する期間、
1:36:49	113 分ごろですね、こちらにつきましては大湊、
1:36:52	名和護岸の水位が概ねで 0 メートルとなつてございまして漂流物は勝の活動は停止してございます。このため衛藤海水貯留堰に向けて漂流物が落下する事象はない。
1:37:02	考えてございます。
1:37:04	また皆様、
1:37:05	護岸部で漂流物が活動している範囲になりますけども、こちら概ね 104 分のところになりますが、この際はですね、TMSL-3.5メートルの高いためですね、ここで、
1:37:19	仮に漂流物が海域に落下した場合においても基地衝突のようなものにならないというふうに考えてございます。
1:37:26	今基準津波 2 の防潮定検前護岸部 2 メーター沈下とは、
1:37:31	地震発生 95 分から 120 分について示しましたがそれ以外のケースにつきましても後ろについて添付 3 で示してございますが同様の傾向を示してございます。
1:37:42	したがいまして、
1:37:44	気中落下による、すいません直接落下による地中衝突はないというふうに判断してございますこのK7と同様、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:52	最後 100514 ページになります。
1:37:56	衛藤。
1:37:58	長オオツカ中における設計上の配慮は 7 号機と一緒にございまして、4 ポツ 7 ポツ 7 ちょうどつか中、
1:38:04	の算定結果につきましても今、今の結果 7 号と変わりませんので、表 4 ポツ 7 ポツ 6 に示します通りの値のいてチャンピオンケースとしては軽自動車の直近海域FEMAの 499 トンというふうになってございます。
1:38:21	それでは新規に追加している添付書類 5、
1:38:25	添付資料 5 についてご説明したいと思えます。
1:38:29	695 ページですね、右下番号 695 ページになります。
1:38:39	こちらにつきましては今ほどや、
1:38:41	やっていた 4 ポツ 7 の評価についてTMSL-3.0 というところを考慮して実施したのになります。
1:38:49	観点としては気中衝突の発生の観点と直接落下の観点で整理してございます。
1:38:54	2 ポツに、検討方針を示してございます。
1:38:59	といえますシバタ申し上げた通り、
1:39:01	北へ伝播高さですね、のTMSL3.0 まで低下する期間を、漂流物が海水貯留堰近傍に存在するかないかというところの整理を実施してございます。本項におきましてはですね、
1:39:14	各種基準津波に対して乖離治水、貯留堰の機能が必要となる期間、つまり津波発生から 6 号機の取水口前面水位がTMSL-3.5 まで低下する期間の間ですね。
1:39:26	を考慮して整理を実施してございます。
1:39:30	2 ポツに検討結果概略というところで、図 4 ポツ 7、
1:39:35	添 5-1 と 5-2。
1:39:37	にですね地震発生後 12 時間の各種基準津波の時刻歴は系及び発電所周辺の漂流物の挙動を示してございます。
1:39:48	まず江川の図の左側は基準津波 1、防潮有リケースの基準津波 1 ですけれどもこちらは先ほどと同様TMSL-3.5 メートルまで、水位が低下しないと。
1:40:00	いうところで貯留機能が必要となる期間について、
1:40:03	そこまで水位が低下しないというところで、詳細検討対象外というふうになってございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:09	基準津波につきましては先ほどと同じように赤マルの三つに加えて、あと紫の矢印振ってますけども、TMSL-3.0まで低下する機関として、
1:40:21	衛藤。
1:40:22	225分ですね225分が追加になりますのでこちらについて後程詳細で説明差し上げたいと思います。
1:40:31	右側基準津波3につきましてはTMSL-3.5まで低下しないということで、海水準セキの機能が必要となる期間において、
1:40:38	が存在しないというところになってございます。
1:40:41	したがって、
1:40:42	逃亡調停の足ケースにつきましては、いずれのケースにおいても直近海域に漂流物が侵入しないというところで調査評価、
1:40:51	検討の対象外としてございます。
1:40:55	詳細評価につきましては、698ページからになります。
1:41:03	今申し上げた通り基準津波に防潮でありケースについて、
1:41:08	衛藤先ほどの4ポツ7、
1:41:10	本文が検討に加えて225分のところが追加されてございますので、そちらについて詳細確認してございます。
1:41:20	こちらが、図4ポツ7.5-3になります。基準津波に防潮でありケース、人発生後225分。
1:41:29	付近の取水口前面の水位と、
1:41:31	軌跡解析の結果となってございます。
1:41:36	先ほど同様にですねマーカーの1が現在漂流物があるというところになってございまして223分から226分229分と移り変わっていきますけども、
1:41:47	この間において、直近海域に漂流物が入っていないというところが確認できるとかだと思います。
1:41:55	従いまして本ケースにおいて気中衝突はないというふうに判断してございます。
1:42:01	戻っていただきまして698ページの4、2ポツ4になります。
1:42:09	防潮で沈下を考慮した検討ケースというところで本文の4ポツ7添付資料2の括弧Bちょっと説明割愛してございますけどこちらにつきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:19	各種基準津波に対して防潮底の沈下 1メートル 2メートル沈下を考慮した検討を実施してございますので、と同様に、こちら、TMSL-3メートルのの考慮につきましても同様なことを実施してございます。
1:42:32	基準津波 1 及び 3 につきましては、先ほどの 2 ポツ 2 のCで示してございます通り、
1:42:39	6 号機取水口前面がTMSL-3.5メートルまで低下しないということで、海水貯留堰が必要である期間に中小物は発生しないと整理できてございます。
1:42:50	基準津波につきましては、2 ポツ 2 ポツBの膨張てありのケースと同様にですね 6 号機水前面がTMSL3.0メートルまで低下する期間について詳細、
1:43:00	検討を実施する必要がございました。
1:43:05	直江と 6 号機首藤 全面がTMSL3.5 まで低下する期間につきましては、
1:43:10	60 分と 120 分と 255 分ですね、こちらにつきましては、漂流物が直近海域に侵入しないということをここで確認してございますので、255 分について詳細確認してございます。
1:43:24	前と 700 ページお開きください。
1:43:27	基準津波 2 の防潮て 1メートル沈下ケースが、衛藤。
1:43:32	図 4 ポツ 7.5-5 か。
1:43:36	(1)で 2 メーター沈下ケースが、(2)になってございます。
1:43:40	いずれのケースにおきましても、
1:43:43	TMSL。
1:43:45	マイナス 3.0 メーターまで低下する、225 分付近ですね。
1:43:49	漂流物が直近海域に侵入してないということがわかります。
1:43:55	従いまして膨張て沈下し、を考慮したケースにおきましても期中衝突を発生しないというふうに整理してございます。
1:44:04	続きまして江藤 701 ページ。
1:44:07	直接落下に係る検討になります。
1:44:14	こちらも同様にですね。
1:44:16	P6 号取水口前面の水位がTMSL3.0メートルまで低下する期間に、護岸部の漂流物が活動して海域に落下する可能性があるかというところを整理してございます。
1:44:30	3 ポツに検討結果の概略記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:34	4 ポツの先ほど本文がで示してございますのと同じ通り基準津波に防潮であり、護岸部 2 メートル沈下ケースを例に結果について概略をお示ししたいと思います。
1:44:46	図の 4 ポツ 7.5。
1:44:49	表ご覧ください。
1:44:52	一応こちら護岸部の水位と、取水口前面の水位を記載してございます。
1:44:59	海水貯留堰が露出する時刻がですが、TMSL-3.5 の時は 113. ノロになってございますが、
1:45:08	TMSL-3.0 を考慮しますと、少し早まって 111 分頃、江藤仙波が、
1:45:15	期中に出るということになってございます。
1:45:18	一方で護岸での水位につきましては、衛藤 104 分のところで、
1:45:24	水位が概ね 0 となって活動状態が止まってるというところで結結果としては変わらず、
1:45:30	護岸部から落下して海水貯留堰に衛藤直接落下で当たるようなことはないというふうに整理、
1:45:36	判断できると考えてございます。
1:45:42	で今の概略になりますけど 3 ポツ 3 検討結果の詳細ということで、先ほどちょっと説明割愛してございますけど 4 ポツ 7 添付 3 ではですね今のケースを含めまして、
1:45:52	防波堤の有無と護岸部の沈下、健全 2 メーターを考慮して検討を実施してございます。
1:45:59	まず 6 号機取水を前面の水位の時刻歴を、
1:46:03	図 4 ポツ、7-添 5-7 に示すというところで、
1:46:08	こちら 704 ページからの資料になります。
1:46:14	こちら見ていただきまして赤丸 TMSL-3.5 まで低下というところは以前と変わらず、
1:46:21	705 ページのところですね、ちょっと見づらいですけど紫色ですね。
1:46:26	TMSL-3.0 メートルまで低下すると。
1:46:30	いうところで、
1:46:31	衛藤。
1:46:33	アルファベットの A と B という形で示してるところがございましてこれが海水貯留堰が機能が必要となる期間で、
1:46:41	江藤水が TMSL-3.0 メートルまで低下する。
1:46:45	いうところになります。
1:46:49	こちらについて詳細、同様にですね 707 ページから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:54	護岸部の水位と取水口前面の水位を確認して、
1:46:59	直接落下による衝突があるかないかを判断してございます。
1:47:04	707 ページ 708 ページ 709 ページから、すいません、712 ページまで、記載してございます。
1:47:13	いずれのケースにおきましてもですね、海水貯留堰が、
1:47:18	当期中に出るタイミングにおきましては、護岸部において水位が低下して、活動状態にないと。
1:47:24	いうところ。
1:47:25	逆に護岸部が活動するような状態におきましては海水貯留堰は海の中にあるというところで直接落下による衝突はないというふうに判断してございます。
1:47:34	結論は 713 ページになります。
1:47:38	以上の通り 6 号機海水貯留堰. 北川の天端TMSL3.0 メートルを考慮した場合におきましても、海水貯留堰の機能が必要となる期間において気中衝突は発生しない。
1:47:49	から、ため衛藤発電所構外ですね、の、からの発生する漂流物、航行不能船舶と保安に関しては前面海域の漂流物等整理することができると、また
1:48:00	大湊が護岸部に存在する漂流物につきましても、6 号機海水貯留堰が露出してる間にですね、活動により海上に落下することはなく、直接落下の観点からも基地衝突は発生しないと。
1:48:11	いうふうに確認してございます。
1:48:14	以上より 6 号機海水貯留堰の北縁の天端を高さを考慮した場合でも、4.7 個の本文で、
1:48:23	の結論が変わるものではないということを確認してるものを説明してございます。
1:48:35	は、
1:48:37	東京電力のセンナでございます。続きまして添付資料 5 のうち参考資料 1 ページ番号で言いますと 714 ページになりますが、
1:48:51	はい、すいません通し番号 714 ページになりますが、参考資料 1、FEM A2012 によるFRP船舶の衝突荷重ということで、こちらにつきましても新規作成しておりますので、内容についてご説明させていただきたいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:04	まず 1 ポツの検討概要ですが、海水貯留堰の強度評価において、考慮する津波漂流物の衝突につきましては、4 ポツ 7 ポツ後の衝突荷重の算定式の選定に示しています通り、
1:49:16	軽自動車は、直近海域から記述、衝突するものと評価しており、航行不能船舶であるFRP船舶につきましては、前面海域から中小とするものと評価してございます。
1:49:26	本検討におきましては、軽自動車よりも重量の重いFRP船舶が、仮に、直近海域から海水貯留堰中調達した場合の影響を確認するためには、2012 によるFRP船舶の衝突荷重を算定し、
1:49:40	軽自動車との衝突荷重の比較を行ってのものになります。
1:49:45	FEMA2012 により津波漂流物の衝突荷重を算定するには、対象漂流物の有効軸剛性を設定する必要があります。
1:49:52	本検討におきましては、構造物の衝撃挙動と設計法、土木学会 1994 に示される構成船舶を対象とした実効性の設定方法につきまして、
1:50:03	抗生船舶とFRP船舶の類似性及び地形の適用性を示した上で、FRP船舶の軸剛性の設定について検討を行ってございます。
1:50:13	また、検討を実施するFRP船舶といたしましては、発電所付近を航行する可能性がある船舶は、総トン数ゴトウ未満であることから、保守的にですね、総トン数 5 トンのFRP船舶を用いて検討を行ってございます。
1:50:27	続きまして 2 ポツの衝突時における船舶の破壊に関する整理事業ですが、本検討では、土木学会 1 給与に基づき、1 ページに示してございます図 2 ページの図 1 に示してございます。
1:50:39	FRP船舶の赤い荷重を求めた上で、軸剛性を算出することといたしてございます。
1:50:45	続きまして 716 ページをお願いいたします。
1:50:51	3 ポツ、土木学会、医師給与による軸剛性の設定方法についてご説明させていただきます。
1:50:57	土木学会 194 では、船舶のアックイ荷重について、ホームページの図 1-2 に示す、平板の座屈応力度の算定式から、座屈強度を算定し、船首形状等、
1:51:09	船首形状寸法等に乗じることで求めることができます。また赤い荷重を先取傾斜部の長さで割った値が、船舶の軸剛性増となります。
1:51:18	土木学会 1994 で検討対象としている船舶につきましては、大型の構成船舶ではありますが、座屈強度の算定式につきましては、一般的な平板の座屈応力度の算定式であることから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:30	ヤング率をポアソン比を適切にツツミ考慮することで、抗生船舶の以外の船舶につきましても適用が可能となっております。
1:51:39	続きまして、720 ページをお願いいたします。
1:51:43	4 ポツですが、抗生船舶を対象とした方法をFRP船舶に用いることの妥当性についてご説明させていただきます。
1:51:51	土木学会 1994 で検討対象としている船舶が、構成船舶であることを踏まえ、4. 一章から 4.4 章の各章につきまして、FRP船舶と構成船舶の
1:52:01	形状、構造、力学特性及び損傷モードに関する類似性について検討を行っております。
1:52:08	726 ページの表 1-2 ですね、各項目についての類似性確認結果を一覧で示してございます。
1:52:15	726 ページをお願いいたします。
1:52:22	4 ポツ後、抗生船舶を対象とした方法をFRP船舶に用いることの妥当性についてですが、FRP製船舶等構成船舶の形状、構造力学性及び損傷モードに、
1:52:34	関しまして、類似性を確認した結果を本ページの表 1-2 に示してございます。確認の結果ですが、表 1-2 に記載の通り、FRP船舶等構成船舶は、
1:52:45	形状、構造力学特性及び損傷モードの各項目に関しまして、類似性を有することから、FRP船舶の赤い荷重算出に当たり、土木学会 1 給与の方法を用いることは妥当であることを確認してございます。
1:52:59	次のページをお願いいたします。
1:53:03	5 ポツ、FRP船舶の構造及び材料物性に関わる条件設定のうち、5 ポツの 1、会計報告に記載のFRP船舶構造をベースにした、
1:53:13	条件設定についてご説明させていただきます。
1:53:16	FRP全船舶の座屈強度及び軸剛性を算出するにあたり、729 ページの図 1-29 に示しております。会計報告に記載のFRP船舶の構造ベースにした際の、
1:53:29	条件につきまして、表 1-3 から 1-5 に示してございます。
1:53:33	なお材料物性の設定におきましては、文献における適用性等を考慮しまして、衝突荷重が大きくなる、安全を合わせて、
1:53:40	設定値を採用し設定を行ってございます。この会計報告をベースにした条件設定における軸剛性の算定結果につきましては、732 ページの表 1-6 に示してございますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:52	こちらの条件を用いた際の軸剛性につきましては、 4.323×10^{-4} 乗ニュートンパーメートルとなっております。
1:54:02	続きまして 733 ページをお願いいたします。
1:54:10	しまして小久保津野にFRP製組船舶メーカー情報をベースにした条件についてご説明させていただきます。
1:54:17	FRP船舶の座屈強度及び実剛性を算出するにあたり、先ほどご説明しました会計報告をベースにした条件設定ケースの比較といたしまして、船の深さは船首角度、
1:54:29	選手権者分の長さにつきまして、FRP船舶メーカー、
1:54:33	FRP船舶の主要メーカーのカタログ情報をもとに設定したケースを用いて検討を行っております。
1:54:41	船舶メーカー情報をベースに条件設定したケースの設定におきましては、本検討で対象とする、相当数ゴトウに近い相当数、2.4トンから 6.1トンのFRP船舶の構造諸元について整理を行っております、
1:54:54	整理結果を次のページの表 1-7 に示しております。
1:55:00	こちらのFRP船舶メーカー情報をベースにした条件設定ケースにおけるリスク剛性の算定結果につきましては、736 ページの表 1-9 に示しておりますが、軸剛性は 6.581×10^{-4} 乗。
1:55:13	ニュートンパーメートルとなっております。
1:55:16	続きまして、737 ページをお願いいたします。
1:55:26	6 ポツ、FEMA2010 による所衝突荷重の算定結果についてご説明させていただきます。
1:55:33	会計報告をベースに道県設定したケース、及び船舶メーカー情報をベースに移動し、ベースにした条件設定ケースにて算出した軸剛性を用いて、FRP製船舶の衝突荷重を、
1:55:45	隙 2012 に基づき算出した結果を表 1-10 及び次のページの表 1-11 に示しております。
1:55:52	なお衝突荷重の算出に用いる衝突速度につきましては、4 ポツ 1、設計に用いる遡上はの流速について示しております通り、6 メーターとさせて設定しております。
1:56:05	衝突荷重の算定結果になりますが、表 1-10 及び表 1-11 に示す算定結果より、相当数ゴトウのFRP製船舶におけるFEMA2012 による衝突荷重は、
1:56:17	改元報告をベースにした条件設定ケースでは 281kN

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:21	また、船舶メーカー情報をベースにした条件設定ケースにおきましては、347kNとなることを確認してございます。
1:56:29	これらの結果より、FRP船舶の衝突荷重につきましては、海水貯留堰に対する漂流物の衝突荷重として考慮している軽自動車の衝突荷重499kNに包絡されることを確認した、しております。
1:56:42	参考資料1につきましては説明は以上となります。
1:56:49	はい、規制庁イイダです。補足説明資料の説明途中ですが、ちょっと時間も2時間になりますので、一旦ここで休憩入れたいと思います。
1:57:01	それで休憩後に、残りの5ポツですかね、説明していただいてそのあと、こちらから確認という流れで進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。それでは、檀6本を提示します。
1:57:16	はい。規制庁チギラです。それではヒアリング、再開しますので、説明の続きをお願いします。
1:57:24	東京電力の井村です。それでは、
1:57:28	説明の方を続けさせていただきます。
1:57:31	資料については、比較表の方の5ポツ、
1:57:37	浸水防護施設の設計における補足説明。
1:57:41	5ポツ1、
1:57:44	耐津波設計の設計における、現場確認プロセスについて、
1:57:50	資料については
1:57:53	通し番号740ページからとなりますが、こちらについては、7号と変更箇所はございません。
1:58:00	続きまして5ポツに、津波監視設備の設備構成及び電源構成について、5ポツ2の参考資料1、津波監視設備の6号機、
1:58:13	原子炉建屋内、緊急時対象
1:58:17	対策所の、への監視についてこちらにつきましては、資料、
1:58:25	通し番号749ページからとなります。
1:58:31	こちらにつきましても申請号機の違いによって6号機の設備構成、電源構成、に記載を、
1:58:41	変更しております。その下についても、し、
1:58:45	6号機の設計値等の変更ということで、変更をさせていただいております。
1:58:56	続きまして5ポツ3、スロッシングによる海水貯留水。
1:59:01	セキ貯留量に対する影響評価について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:07	5問3の参考資料1、参考資料2、参考資料3、それぞれですが、資料については、758ページからとなります。
1:59:21	こちらについては申請号機の違いによって解析対象の変更、
1:59:26	それから、水位低下時間、堆積量の変更。
1:59:32	それぞれの変更箇所がございます。ございますが、考え方として7号機と変わっておりません。
1:59:44	はい。はい。
1:59:48	続きまして5ポツ4浸水、
1:59:51	防護設備の漏えい試験について、資料については815ページからとなります。
2:00:05	こちらについても申請号機の違いということで、7号機から6号機、
2:00:15	の
2:00:17	数値として、設計値として、変更をさせていただいております。
2:00:26	続きまして5ポツ後、津波による溢水に対して浸水対策を実施する範囲の考え方について、
2:00:34	5ポツ後の参考資料1、タービン建屋内での
2:00:38	海水排水配管等の破断想定箇所について、
2:00:45	ということで資料については818ページからとなります。
2:00:55	こちらにつきましても、
2:00:59	申請号機の違いということで7号機から6号機への浸水水位、または図面等に関しても、
2:01:09	6号機の図面として、変更して、
2:01:15	おります。
2:01:18	考え方等は7号機と、
2:01:23	変更はございません。
2:01:26	続きまして5ポツ6、復水器
2:01:31	水室出入口弁の津波に対する健全性について、
2:01:36	資料については824ページからとなりますが、こちらにつきましても申請号機、
2:01:46	の違いそれぞれ6号7号でメーカーも違うことから、
2:01:54	そういった変更をかけておりますが、
2:02:00	結果としては、7号機と一緒に、考え方としては7号機と同じ考えとして
2:02:09	やっております。
2:02:15	続きまして5ポツ7、タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁の津波に対する健全性について、資料については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:25	通し番号 833 ページからとなります。
2:02:30	こちらにつきましても、5 ポツ 6 と同じでええん。
2:02:36	申請号機の違いメーカーの
2:02:40	違いで変更箇所はございますが、考え方としては、7 号機と、
2:02:46	変わらず、
2:02:48	評価をしております。
2:02:53	続きまして 7 号機申請の時に、5 ポツ 8。
2:03:00	7 号機と隣接する 6 号機からの津波浸水、内部溢水の波及的影響について
2:03:10	5 月 8 の参考資料 1 ということで 7 号機申請の時に、資料を添付してありましたが、今回先ほど説明書の中での差異理由として、
2:03:24	文面を削除したというところの説明と同じでして、
2:03:32	こちらについては、6 号機、
2:03:36	7 号機から見た 6 号機の
2:03:40	内容について記載した。
2:03:43	補足説明資料でありまして今回については、6 号機申請ですので、変更理由として該当なしと書いてありますが、そういった理由で今回は、
2:03:55	記載、添付はしておりません。
2:04:01	続きまして 5 ポツ 8、地震を発生要因としない津波による、
2:04:09	溢水について、資料については 843 ページからとなります。これ申し訳
2:04:18	し、変更理由のところを変更なしと書いてありますが、
2:04:27	こちらにつきましても申請号機の違いで
2:04:32	844 ページ、表 5 ポツ、9-1、こちらの最高。
2:04:40	使用圧力、それと、想定水圧というところが、7 号機から 6 号機、
2:04:47	数字が変わっております。そういったことでこちらにも変更はあります。
2:04:54	が、7 号機と考え方として問題はございません。先ほど江崎さん、さっき言った規制庁ドイですけども、さっき冒頭で丸進丸さんの資料か。
2:05:05	書いてあった、本部、
2:05:08	の記載は、
2:05:10	エビデンスはここですよっていうのを聞いたかったんだけど、
2:05:16	そこで、はい。それで、はい。ビジネスとして、
2:05:21	これがそうですっていうことで、はい。
2:05:25	続きまして

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:29	7号機申請の時にごつつ呉 10、バブラー管への荷重、津波荷重についてということで、7号機の時には、
2:05:43	補足説明資料をつけておりましたが、今回につきましては、県さん、先ほど来出ているように、計算書を作成したことによって、補足説明資料については、
2:05:55	今回は、
2:05:57	作成しておりません。
2:05:59	そういった違いでございます。
2:06:02	続きまして6ポツ、工事計画、
2:06:07	変更認可後の変更手続き、6ポツ1、工事計画変更認可後の
2:06:14	変更手続きの要否についてそちらの6ポツ1参考資料1、設計変更により、
2:06:22	自主対策設備となった浸水防護施設について、こちらにつきましては、資料については846ページからとなります。
2:06:33	こちらにつきましても、申請号機の違いによって鳥栖6号と7号の数値の変更。
2:06:41	あと、設備構成の違いによって、変更箇所がございますが、
2:06:47	へえ。
2:06:50	7号機と、考え方としては、
2:06:55	変わるところはありません。
2:06:58	以上で、補足説明資料の方、説明終わりしにさせていただきます。
2:07:05	はい。規制庁チギラです。それでは説明ありました補足説明資料の内容について確認する点がある方、お願いします。
2:07:18	ですね、私の方からはまず簡単なところから、
2:07:23	131ページで、
2:07:32	131ページの表の中で、
2:07:36	等、
2:07:38	下から、
2:07:40	四つ目と三つ目、いわゆる使用済み燃料輸送容器保管建屋等焼却炉。
2:07:49	アベや、
2:07:50	これで適合性の判断が根拠がCになっていて、Cっていうのは、津波時の、
2:07:56	機能喪失しないため、
2:07:58	という話と、あと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:00	そのあと、波及的影響のところはBになってんだけど、
2:08:04	ここに関しては、他のAとかではないので、
2:08:09	イセ、覚えてる所設置協会でこれ一現地確認をして、あれをソース資料を作ってるんで、これも多分現地
2:08:18	どこかにエビデンスあると思うんだけど、それ許可で終わっちゃってんじゃないかなと思ってて、コウCにした。
2:08:25	根拠って、例えば、
2:08:27	交渉済み燃料の輸送。
2:08:30	というのはかなり、当然、暑い。
2:08:33	壁に全部仕切られていて、そんなに簡単ニイヅね。
2:08:36	津波が入ってきたとしても、容器を全部アライ流すようなことができないような構造形状になってますよね。そういった話で確かできオクあって、そういったものの図面とかも、
2:08:50	その当時、許可で確認した記憶があってそのエビデンスをやっぱりつけといてもらった方がどっか、
2:08:56	いいんじゃないかと多分アオキのときは損。
2:08:59	ヤマナカとそこに気づかなかったかもしれないですけど、許可では確認していたはずなんで県庁見てるので、はい。東京電力遠藤です。おっしゃる通りちょっと設置許可で説明させてもらってるんですが、ちょっと購入の書類にも、
2:09:12	それが追えるような形で添付したいと思います。そうです。多分適合性の根拠でCにしてるところは、
2:09:18	全部、確か確認してですね焼却建屋もですね。
2:09:22	ドラム缶が流れ出ないとか、何かいろいろやってたと思うんですよね。
2:09:25	あと、133 ページの、
2:09:28	多分これケーブル道路なんで、ちょっと微妙な話なんですけど多分、
2:09:31	説明はものすごく簡単できっとケーブル道路を多分遡らないところに、あれですよあるんですよこれね。
2:09:39	その辺の説明をちょっともっと補足した方がいいんじゃないかと思えます。
2:09:45	ていうのがちょっとその説明の充実を図ってくださいという観点でよろしく願います。はい、東京電力エンドウです承知しました。
2:09:54	それとですね 133 ページの注釈の中に、
2:09:58	スモールCっていうことがあって 6-1-1-3-2-4 の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:04	参照っていう話があって、このCというのはどこだったかな、132 ページの方に出てくるのか。
2:10:13	取水設備なんですよ。大体ね、基本的に、
2:10:17	何を言いたいか、よくわかってはいるんですけど、ただ、資料って結構膨大じゃないですか。どこどこ読んだらいいか。
2:10:26	わかりにくいから、もう少しちょっと丁寧な、
2:10:29	具体的にどこのことを言っているのかがわかるような、ちょっと記載ぶり2してくれませんか多分スモールCって、
2:10:36	1 個しかないですよ、多分ね。
2:10:39	なので、
2:10:40	たくさん多岐にわたってるんだったらそれも辛いからしょうがないかなと思ったんだけど 1 個しかないの、できれば、もうちょっと丁寧に書いていただけませんか。はい。東京電力遠藤です。承知しました。
2:10:53	続いてですね 276 ページで、
2:10:57	ええと 276 ページの呉は、ただ、図面をちょっと流用してということで、開いていただきたいんですが、
2:11:06	いわゆる
2:11:09	以前許可でもやってた話で、いわゆるコウ、
2:11:14	北防波堤が、
2:11:16	津波によって、
2:11:18	漂流するかしらないか。
2:11:20	確かにアオキはもう基本的にこの前面の方しかないの、大体 100 メーターじゃないとかまず作ることはしないでしょって話だったと記憶はして、
2:11:29	動きがちょっとらしいですよって話ですね、号機が対象じゃなかったんで、56 号機の
2:11:35	設置変更許可では、ここは改めてちょっと 6 号機に関して言うと、7 億ほど距離を離れてないんでここはどういうシナリオで、
2:11:45	ウォーン
2:11:46	貯留堰に届かないのかっていう話はまた、
2:11:50	改めて確認せざるをえないと思うんで、許可ではない、長くと同じです。距離があるので届かないって話だったと思うんですけど。
2:11:58	そういった説明って多分アオキと同じであればあまり書いてないと思うんですよ。
2:12:04	なので、それはちょっと変えていただきたいなど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:07	トレンドとしては特に他のサイトでも結構やっていますので、特に今、
2:12:14	許可ですけど、
2:12:16	泊さん引いて問題になって実験までやっているの、そこに関して、同じような取り組みは必要ないと思うんですけど、
2:12:24	津波の規模や流速、音で大きさ、規模が全然違うこともありますからね実際に考えて、
2:12:32	うん、このサイトでも基本的には、どの程度飛んだと飛ぶのかといったときに、例えば釜石コウノ飛んだ部分って津波の発行だとかねって大体わかってますよね。
2:12:42	それから考えて何メーター飛んでるんですかっていうこと時言った時にこれがそれだけ本当に飛ぶんですかっていう、
2:12:50	多分すす。
2:12:52	そう。被災事例を踏まえた考察。
2:12:56	こうしてると思うんですよね。他サイトでも、それと同じような感じでもし整理できるのであればここはちょっときっちりと整理していただきたいなと。
2:13:05	先行サイト、新しい先行サイトではみんなそんなふう整理されてきてるので、
2:13:10	まあ、あんな 3.11 みたいな津波じゃないので、
2:13:14	と思いますけどその辺を踏まえてですねどういうふうに整理するかお願い。
2:13:19	お任せしますのでよろしくお願いします。
2:13:22	それとですね、
2:13:24	715 ページと、この辺でかなり拡張していただいたということで理解したんですけど。
2:13:33	以前よりですね、FIP線の衝突荷重って、
2:13:40	まずこれやっていただきたいのが、
2:13:44	女川の方法に近いと思っていて、女川と島根等、
2:13:49	まずその比較して欲しいんですよ、衝突荷重の算定方法やその条件について、島根女川との比較表か比較を尽くしてもらってという形でその差分ね。
2:14:01	どうした考え方に基づくのかっていう話でここって多分あれですね、日次が引いてしまって、
2:14:08	逃げ遅れた。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:11	船が気中衝突みたいなイメージでぶつかるっていうイメージだったような気もすんですけどそれで間違いないですか。
2:14:26	はい。東京電力の尾川でございます。ご指摘、女川さんと島根さんの比較表という形で整理するというのを、了解いたしましたんで、
2:14:37	それで当社で想定して、今回、こちらを検討した経緯ですけども、先ほど千賀の方からご説明させていただきましたけども、
2:14:46	冒頭ご説明差し上げた通りですね、基本的には、この貯留堰の天端－3.0メートルのところにも、広告の船舶は当たらないということ、
2:14:56	として評価してございますけども、
2:14:58	仮に、直近海域から海水貯留堰に期中衝突した場合に、これまで軽自動車でも考慮してございました、FEMAに基づく499kNという設計荷重に対して、
2:15:12	どの程度の荷重を与えるのかっていうのを、念のために確認したものでございます。ただし、先ほど申しました通り、この評価の中でどういう、
2:15:22	条件を設定しているかっていうのを、先行電力さんと比較する形で、整理してお示ししたいと思います。補足以上でございます。できればですね今大澤さんが寄せられた、
2:15:33	前提条件ですよ。ぶつかる、衝突、
2:15:37	するものというか、ことが守られないといったサイトと、基本的にはぶつからないんですけども、念のためにやっている処置なのかとかそういった前提も含めてですねちょっと整理いただいた方がわかりやすいかと思います。
2:15:50	はい。東京電力の小河でございます。趣旨、了解いたしました。714ページの冒頭の検討概要のところですね、こちらにですね仮にということ、衝突した場合ということで書かせていただきましたけども、
2:16:06	こちらちょっと、もうちょっとわかるような形で、明確にわかるように、記載を拡充したいと思います。以上です。はい。よろしく申し上げますそれでですね。阿藤。
2:16:17	仮に2ではあるんだけど、ストーリーとして例えば、今機種層と衝突を考えていて、
2:16:24	相場渡り当たる場所によってはですね、期間分まで、
2:16:29	到達する可能性はあり得るとい、
2:16:31	そういう話をしているんですよ、他サイトでは。
2:16:35	それが届かないところもあるっていう手もあるんですけどねで女川はちょっとそれがはっきりわからない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:40	ので、基本的考え届く可能性は否定できないという状態になっていて、それで最後、
2:16:47	もう自動車、普通自動車カナダと普通自動車もぶつかるっていう形でFEMAを出しているので、
2:16:53	エンジンといえばエンジンはそんな大して変わらないでしょうから、
2:16:59	結局普通自動車のショートフィルムで求めた衝突式が衝突果樹が操作、最終的に採用されてるという状態になってます。
2:17:09	それがこのというのが、軽自動車、
2:17:13	の衝突に該当するのかどうかってのちょっと、
2:17:16	考えていいかどうかってのは確認したかったんですけど。
2:17:19	念のための話で検討はしてはいるんですけど、位置付けとして比較していったときに、そこはちょっと違いが浮き彫りがされちゃうと思うんで。
2:18:13	あ、すみません今回答できないようであればちょっと検討していただいて今、位置付けとしてどういう実現、整理されるのかってのはちょっと気になったので、
2:18:21	お話をさせていただいたんですけど。
2:18:24	それそ、実際にそれが起き起こり得る、起こり得ることを否定できないという状態ではないのであれなんですけどね。
2:18:33	そうした場合でもフォローできているのか、そこはさすがにフォローはできないけど、でも実現象として起こりえないという、
2:18:42	話で、
2:18:44	基本的には話を進めていくのか、そする前提なんですけどね、その辺はちょっとどこまで、
2:18:50	過大なことをほぼ保守的に考えたとし、念のために考えたとしても、どこまでが不確かさとして、
2:18:58	許容できる範囲に入ってるのかっていうのも、もしわかれば教えていただきたいと思います。
2:19:02	はい。東京電力の尾川でございます。ご指摘の趣旨了解いたしました。本日ご説明した内容はあくまでも船舶に対して念のために、キチュウ衝突した場合を想定して、
2:19:14	お話をさせていただきましたけども、その他の漂流物となり得るものも含めて、図、ちょっとどのような整理もできるかも含めて、検討して、お示ししたいと思います。以上です。
2:19:26	規制庁の江崎です。トダテ続いてもこれ最後になるんですけど、さっきお話があった、以前のアオキ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:33	書いていった、
2:19:35	5 点は、8 章とか 8 節、
2:19:37	に対して、
2:19:40	大体わかってはいるんだけど、一応あれ申し送り事項のつもりでいるので、とりあえず今のこの段階で、どこに何が書いてあるかというのを相互に確認したいと思うんですがよろしいですか。で、
2:19:52	実際今ねコピーしてあるんだけど、十分必要部数があるかどうかちょっとわからないんですけど。
2:19:59	もし、
2:20:00	必要であれば、僕の方でこれ読み上げるので、それがどこに書いてあるかっていうときに、見るのに必要であれば、お取りに来ていただければと思うんですけど。
2:20:33	えっとですねそれぞれ
2:20:37	手元に行き渡ってますか。
2:20:40	ちょっと人数足りなかったらちょっとお隣の方と一緒に読み合わせしていただけると思うんですけど。
2:20:45	1 ページ目ですね資料 2-5-8 の 1 ページで、この 2 章から始まるんですけど、
2:20:52	まず、簡単なところからですけど、両括弧 1 の、
2:20:56	あれですね 6 号機とその点検ということで、これで 7 億と同一の取水槽閉止版があるから大丈夫ですっていう話ですけどこのページをちょっと教えていただけますか。
2:21:08	よくわかってはいるんだけど、念のために全部これチェックしましたということで、位置付けにしたいので、お互いに、
2:21:42	少しですねこれ時間かかるようだったら、ここベツド資料作っていただいて、これがどこに書いてあるかっていう。
2:21:51	資料をまた作っていただいた方がよろしければですね。そうしましょうか。
2:21:56	うん。
2:21:58	他にもみんな、ほかに事実確認したいものも幾つか項目挙がってきているので他の人間からも、
2:22:11	はい。東京電力遠藤です。資料番号 8 番のですね、
2:22:16	通ん後、6-1-1 の 3-2-5 津波防護に関する施設の設計方針、
2:22:23	ハード対策のところの資料でございます。
2:22:29	比較表で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:32	A、なってますが、
2:22:36	ページで言うと 28 ページですね取水槽閉止場の設計方針ということで、こちらが外郭の 1 ということで、
2:22:46	資料と、まだ、
2:22:49	到達してないでしょうか。
2:22:56	資料。はい。はい、どうぞ。はい。
2:22:59	28 ページです。はい。
2:23:06	こちら、28 ページに書いてます 4 ポツ、2 の浸水防止設備、取水槽閉止版、こちらが津波の流入防止ということで海水ポンプの脇についても点検孔に蓋をしていると。
2:23:20	いう設計でございます。次の裏のページ見ていただくと 29 ページに、その蓋の構造図をつけてございます。
2:23:28	わかりました。
2:23:30	じゃあ、ちょっと、次々と行きましょうか、その次の両括弧 2 の
2:23:36	フクマ閉止運用とすることで、防止してるという、
2:24:35	はい。
2:24:45	じゃあこれね、どこに開いてるか、ここに、例えば⑧、⑨番の何とかとかで、そういうページの行き先のそのあれだけ案内を、後日また、
2:24:57	説明していただく提示いただければいいと思います。
2:25:01	⑨ドイこと、言い方して申し訳なかったんですけど、2 ページの
2:25:05	ちょっと本題から 2 は入ってもらう。
2:25:08	藤。
2:25:08	いわゆるトレンチなんですよ 3 ポツの両括弧 2 の地下水の。
2:25:13	影響、
2:25:14	ここで、いわゆるコントロール建屋脇の 6 号機に繋がる近う
2:25:21	トレンチっていう話あるんだけど、
2:25:23	ごめんなさいこれが⑨の資料でいくと、
2:25:26	どんどん、
2:25:28	ページの図面に見ればわかりますかって、いわゆる言葉だけなんで。
2:25:34	どのトレンチのことを言っていますかってことをまず知りたいなど。
2:25:47	はい。東京電力遠藤です。一番分厚い資料、9 番資料の補足説明資料です。
2:25:56	下の通し番号で 162 ページをご覧ください。
2:26:05	こちらが左側のコントロール建屋と、あと右側に原子炉建屋、それを結ぶ地下道がございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:14	こちらの黄色でハッチングしたところがこれ地下水が入ってきますよという浸水を想定する範囲ということです。ですのでこちらの今、図示してありますが、ケーブルトレイの赤い
2:26:29	安全系のケーブルトレイになります。ここの境界のところでは止めてますというのがお答えになります。わかりました。それで文章の中でいうと、まずこの
2:26:40	7号機側に、じゃあコントロールコンビル側に水が行かないようにっていう、多分話なのかなと。
2:26:49	そうですね。はいそうです。うん。今度はじゃあ、それだけじゃなくて、あん時は、6号議案の、
2:26:55	リアクターの方って聞けなかったんですよね。なぜかというとなゴ申請では6億の申請でなかったから。はい。そうした時に6号機用の紙を、
2:27:07	のところでも当然同じように、多分水が流れ、地下水が流れつかないように、
2:27:12	多分扉とか、
2:27:14	壁に
2:27:15	止水処置をされてると思うんですけど、そこはどこで確認したらいいですか。
2:27:20	ということなんですけど。
2:27:21	前は、7号機するときには7アオキ側っていうか、コンビルには行かないよっていうことしかなくて、
2:27:27	長くても、このリアクターの方には行かないよっていうところからですね。そうしますと、確認しなきゃいけないんですけどそれはちょっとどう僕みたいわかります意味では、今同じページの162ページの、
2:27:40	左がコンビコントロール建屋で右が原子炉建屋ということでこの黄色で、赤線でケーブルトレイが走ってますが、今度はR/Bと、この
2:27:50	黄色ハッチングした境界が、このトレンチから地下水を流入させないという境界になります。
2:27:57	そこの方が水密扉とか扉とか、水素インダとかそういうのは何か、
2:28:02	確認できるんでしょうか。うん。貫通部の止水処置がございます。はい。扉はないとトビアスからもちょっとすごく高い位置にトビアス自分でつけてございますが、この
2:28:16	設置許可等工認で説明させてもらってる2. 確か7877 幾つとかの水位に全然届かない位置の高さに鷲見鶏がございます。
2:28:27	その説明ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:29	また、
2:28:30	後日でもいいんですけど、改めて説明いただけますか、詳しい話を伺ってるわけではなくて、もう直事故で、
2:28:41	あのときには6号機の申請じゃなくてアオキの申請だから、
2:28:45	だけど、6億のところも、共同の部分があったりなんかして、そのアオキからへの影響は見なきゃいけないんだけど、どこまで見ましようかって言ったら、この、この文章で書いてあるぐらいのことしか確認できないよね。
2:28:58	6億で申請もされてないのについていうことでやっているの、今回はしっかり、
2:29:04	十分借りておりましたということで、一応終結しなきゃいけないので、
2:29:10	そういう部分を詳細に我々は確認しとかなきゃいけないという義務を負っているの、確認させてくださいとただそれだけなんです。はい。
2:29:17	東京電力遠藤です。設置許可の変更申請をさせてもらった時にですねこれコンビル側の壁もそうですし、6号のリアクターンバーの壁の穴がここにあってっていうご説明差し上げてますので、それを流用した形で、
2:29:32	再度この工認の説明資料の中でご説明差し上げます。多分ですねこのところを0°オオバだけ。
2:29:41	現地確認。
2:29:42	をさせていただきたいとこのところだったんですね。
2:29:45	結局
2:29:47	東京電力のヤマグチそのように認識しておりますあの場所を抽出しております。はい。
2:30:14	はい。資料の作り込みとあと現地調査のをご覧いただく箇所ということで認識しました。
2:30:21	秋田植竹氏以上になります。
2:30:34	規制庁の府川です。私からちょっと複数確認箇所があるので個数説明資料の頭からいきたいと思いますまず141、1ページお願いします。
2:30:52	141ページは、津波防護対象設備の選定というところで(1)でDBで(2)衛生施設っていう形で、
2:31:01	今ここで説明されていて、
2:31:05	ちょっと、
2:31:06	ページめくると、
2:31:08	表があつて図があつて表があるんですけども、図の2.1-5143ページのもの等で144ページ以降の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:17	表なんですけれども、ちょっと、
2:31:20	この表と図を何を表してるかっていう文章が 141 ページには何も書かれていないんでちょっとここ、
2:31:26	説明の充実というところで、DBのほうは書いてあると思うんですけどちょっと、
2:31:31	政府の方向も書いていないでこの表と図が何を説明していいかちょっと明確にしていきたいと思います。
2:31:41	はい、承知しました。ちょっとデービーと同等なぐらいで終えるような形で、補足したいと思います。はい。規制庁深田です。よろしく申し上げます。ちょっとその、
2:31:54	清野。
2:31:55	表の方ですかね。
2:31:57	表の方で、156 ページ。
2:32:02	なんですけれども、ちょっと今言ったこの表の位置付けがまだ、
2:32:07	ちょっといまいわかり、SA設備を全部やってるのかそれとも津波防護対象。
2:32:12	となるものだけをやってるのかっていうのはちょっと、
2:32:15	明確じゃないですけど、
2:32:17	例えば 156 ページで海水貯留堰とかスクリーンとか取水量が出てくるんですけども、さっきの話は共用っていう話があったと思うんですけども、
2:32:27	何か、5 号機の
2:32:28	ものが出てきておそらく 5 号機のものも共用、
2:32:31	シリーズかなと思うんですけども、
2:32:33	この海水貯留堰で 7 号のものも、今回の六郷市、
2:32:39	新生共用設備として入ってくるもので、ちょっとそこら辺ここ入っていないなと思っていて、軽油タンクとか前のところに、
2:32:47	ナゴが書いていなかったりするんでちょっとそこも含めて、何を記載すべきなのか。
2:32:52	共用設備をどう、
2:32:54	どういう扱いでこの表に落とし込むのはもうそこら辺も含めてちょっと整理をお願いします。ちょっとこの共用設備について結構いろんな資料でアノ等があっっていなかったり部する部分も、ちょっとここは、
2:33:05	いろんな資料をしっかりと整理とれるような形で整理をお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:11	はい。東京電力遠藤です。ちょっと、もちょっとわかりやすいように記載を適正化したいと思います。
2:33:18	はい。規制庁深井です続いて 159 ページお願いします。
2:33:24	これは単純な話なんですけれどもここで、
2:33:27	浸水防護重点化範囲を記されていて左上にDBSAの津波防護対象設備を内包する建屋区画ということで、
2:33:36	赤く塗られていて、その下の取水槽と補機取水槽っていうのは、凡例はあるんですけれども、下のディスプレイ出てこないんで他の図では出てくるものもあるんでここは、
2:33:49	適正化していただければなと思います。172 ページにも同じような話があるんで、106、159 ページ、172 ページこちら両方とも、ちょっと取水槽、
2:33:59	既出及び補補機取水槽、
2:34:03	図中に追記、追加していただければと思います。
2:34:24	東京電力の井村ですこちらですね、ちょっと印刷の関係で薄くてわからなくなっている。
2:34:33	と思われまして、ちょっとあれですね。
2:34:39	規制庁から 171 ページに同じ図があると思うんでこっちが綺麗に青く塗られてるんでちょっとそこと資料ないで、ちょっと印刷だってことでちょっとそこは、
2:34:49	データで綺麗に見るんだっいたらいいんですけれどもちょっともし見にくいのであればそこは少し見やすくしていただければと思います。
2:34:56	東京電力の飯村です承知しました見やすくできるように修正させていただきます。はい。規制庁深津ちょっとエリアの話は大事な部分だと思うんでちょっとお願いします。ちょっと同じような話かもしれないですけど、次 161 ページ。
2:35:10	重点化に地下 2 階が今回浸水を想定するエリアという、いうところで、
2:35:17	特徴的な話で、ここに出てくるんですけども右上の、
2:35:20	RSWいうエリアですかねその前のページの 159 ページの浸水防護重点化図の左下が同じ、左上が左。
2:35:37	すいませんここは、
2:35:40	後ですね 162 ページ、すいません。
2:35:45	162 ページのホソノRS
2:35:49	Wエリアのところのちょっと範囲が、
2:35:53	ここ 2 ページに見比べると違うなと思って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:56	思っているのでちょっとここも適正化していただければなと思ってちょっと、よく目を凝らして、ここ印刷の、
2:36:02	あれからもう特に印刷の問題ではないかなと思ったんですちょっとここも適正化をいただければと思います。
2:36:12	すいません東京努力エンドウです。今ほどの、162 ページのRSタブエリア、右端の角ですけど、これ、色が薄いので、
2:36:22	もうちょっとはつきりしてくださいという、ベツプアノ、159 ページで言うところちょっとした出っ張りみたいになってるじゃないですか。
2:36:30	資格じゃなくて、
2:36:34	100、162 ページで言うと資格というか、
2:36:37	出っ張りがなくなっていると思うんですよね。
2:36:40	わかりました。そうですね。非常用電気品室の椎野出っ張りの部分がございます。ここもはい。塗らなきゃいけないので、修正させていただきます。はい。規制庁、よろしくお願いします。
2:36:53	次 163 ページなんですけれども、
2:36:57	ここで浸水防護重点化範囲を今度平面と断面図で、
2:37:01	見比べてると思うんですけれども、
2:37:04	まずちょっと
2:37:06	だからここだけすごい不鮮明で色がどこについてるのかわからないのでそこは明確にさせていただきたいのとあとの左側の平面図、
2:37:15	ここ今地下 1 階を、
2:37:17	ここに出してると思うんですけれども、
2:37:21	やはり右側で黄色エリアが出てくる浸水予想ですね今回のこの後ちょっと発電所の特徴的な部分だと思うんですけれども、やはりこの左側の図においても、地下 2 階だったり地下中 2 階とか、
2:37:34	その浸水を想定するエリアの断面を切っていただいて、
2:37:38	特にその特徴的な部分を平面での断面の、ちょっと視覚的にわかりやすくしていただくようにちょっとここ、
2:37:46	地下 2 階に差し替え、地下 2 階町、または地下中 2 階、
2:37:50	適切な方にちょっと差しかけていただければと思うんですが、いかがでしょうか。
2:38:02	広部電力の井村です。承知しました。こちらについては、差し替えさせていただきます。
2:38:10	はい。規制庁府川ですよろしくお願いしますちょっと同じような話で、ちょっとページ飛んで 828、3 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:22	ここは溢水の話が書かれていて、
2:38:29	ここは地下 1 階はあれですね復水器のところ、
2:38:35	申請例であるんでまだ平面それでもいいかなと思うんですけど平面図の方で、溢水するエリアが、ちょっと図示されてないんでそこを図示していただけますか。
2:38:58	先ほどのページとフロアを合わせてもいいです少なくとも薄井のエリアをわかるようにしていただければと思います。はい。東京電力イムラで承知しました。
2:39:10	はい。続いて
2:39:14	182 ページお願いします。
2:39:31	ちょっとこれ確認したいんですけども、
2:39:36	(1)(2)のタービン建屋の地下 2 階と地下中 2 階があって、
2:39:42	その先ほどの右上のエリアで、
2:39:46	DNエリアをちょっと上下で比較する等、地下 2 階の方は、緑色の線があって浸水対策を実施する。
2:39:55	下の方が上、地下 12 がちょっとフロアがあると、浸水対策を実施しないというところの差についてちょっと教えていただけますか。
2:40:07	地下部の外壁でなく、このフロアなんか高さによって変わるのかどうなのかっていうと、ちょっと、
2:40:13	説明ください。
2:40:34	東京電力遠藤です。今ほどの(2)の地下中 2 階の右端のカドイ角なってる、ここの外壁がないっていう、そういうことですか。
2:40:47	そういった意味ではこの入ってきた津波を、他のエリアに伝播しないっていう意味合いでの緑ラインを引いてございます。
2:41:00	そうですね。そうすると、
2:41:04	括弧Cのところは外壁を引いてるってことですよ。それとの差分が、それ多分(1)(2)もう周りの状況はさ、変わらないと思うんですよ。
2:41:16	変わらないとっていて、佐伯のところだけちょっと差分があると思うんですが、
2:41:25	ちょっと外壁の、はい。意味合いは、地下水流入防止はあるんですけども、ここは津波で入ってきたものを、他のエリアに伝播しないという意味合いで、図示してございます。
2:41:38	そういった意味では、(イ)Cの外壁のところは塗っているのが、
2:41:49	あんまり影響がないところなのでちょっと頭が合っていないのは認識しました。なのでちょっと適正化して、どういう意味合いで言ってるかって

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いうのはもうちょっと補足を入れたいと思います。はい。規制庁深井です わかりました。
2:42:00	ちょっと説明を本郷お願いいたします続いて、
2:42:06	ちょっと飛んで 308 ページ。
2:42:24	アノーAとNo.10 の比較表ですかねこちらもちょうと横の 2 ページも横目 で見ていただければと思うんですけども、
2:42:33	この昭和 4.2 ポツの漂流物の影響確認で、この一番下の行で非アノ詳 細評価については添付資料 3 参照で書いてあんですけども、このの、
2:42:45	100、308 ページは、鉄筋コンクリート製タテの話で、添付資料 3 という のが車両密度の話で、この比較表で目次を見ると
2:42:55	鉄筋コンクリート製タテの話は、添付 2 だと思うんでここは丹。
2:42:59	単純な動きであれば記載の適正化をお願いいたします。
2:43:16	東京電力の飯村です。こちら誤記。
2:43:20	ですね。はい。
2:43:22	修正させていただきます。はい。規制庁深井です。
2:43:26	わかりました。では、適正化をお願いします続いて、
2:43:32	695 ページお願いします。
2:43:51	こちら先ほど説明もあったところなんですけれども、
2:43:57	まず
2:43:59	今回 7 号と異なってきたが、キタノ部分の天端高さがちょっと 50 センチ 高いですよというところで、
2:44:07	D評価としては今、その低い 3-3.5 メートルで評価をされていて影響確認 という形で添付で示されているという、まずそこがいいですんで、
2:44:20	その高さが、
2:44:22	高くなる部分、50 センチの部分については長寿貯留機能ですかね、期 待していないという形で
2:44:30	その前のページで説明あったと思うんですけども、
2:44:33	漂流物があったときを考えると
2:44:36	機能を期待しない部分に当たっても、その 3.5 以下にも、
2:44:40	影響がおよんでしまうんじゃないかとその、その上の部分だけに当たっ たから上の部分だけが壊れるとか言うじゃんっていうものじゃなくて
2:44:50	処理全体に影響出てしまうんじゃないかと思うんですけども、そういうこ とを踏まえても、
2:44:55	あくまで今回の表、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:58	評価、評価としては 3.5、全部 3.5 で評価をしているっていうということ。
2:45:04	そこちょっと 3.5 台、5 メーター一律で評価している考え方をちょっともう一度説明いただけますか。
2:45:27	東京電力の及川ですけども、今の添付資料 5 の次 1 枚開いていただいて 697 ページご覧いただくと、
2:45:38	聞きたいと思うんですけども、
2:45:41	これの上の図の真ん中ですね、基準津波 2 で、
2:45:46	3.5 まで低下するのはこの 4 時間過ぎぐらいまでなんですけども、それ以降、3.5 まで、
2:45:57	SE が低下しないので、
2:45:59	何ていうんでしょう、貯留でつきい。
2:46:02	もう天端まで下がらないので水が通水できる、取水できる状態になるので、
2:46:07	そこから先は、貯留堰は
2:46:12	なくても、取水できてるような状態なので特に、
2:46:16	北川が、
2:46:17	何ていうんでしょう。
2:46:20	3 メーター
2:46:22	であって例えばそこで、仮にぶつかったとしても、
2:46:25	もともとの貯留堰がそもそも
2:46:28	天端よりも高いところに水があるので、取水できるような状態になるので必要ない、必要ないっていうか、
2:46:34	そういう形になるかと思います。
2:46:48	規制庁から
2:46:52	何かちょっと当たってもし壊れたと。
2:46:56	が仮に壊れたとしても、そもそもその高瀬上のところにライン
2:47:01	海面があるので、
2:47:07	ナガエと。
2:48:25	東京電力の大賀でございます。貯留堰の越冬隊、津波性という観点におきましては、先ほどコメントいただきました通り、50 センチ天端が高い方が、
2:48:40	厳しくなるということで、こちらにつきましては強度計算書の方で、テーママイナス 3.0 メートルの条件での評価をして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:52	構造成立性を確認してございます。以上です。規制庁からそこで使うの衝突荷重をこの資料で出しているってということだと思っんですけどそうするとちょっと1点気になるのが、
2:49:04	基準の1のところですかね、基準津波1って、
2:49:09	確かTMSL-3点。
2:49:11	0ぐらい、0は、
2:49:14	0まで下がる。
2:49:16	ていうのをどっかで見た気がするんですけども。
2:49:18	そうすると、
2:49:21	マイナス3点。
2:49:22	5まで、5までは下がりませんっていうのは今担保取れているんですけどもその
2:49:27	マイナス動いてる50センチの部分に当たるか否かの評価ってここには書かれていないと思うんですけども、その評価も必要にはならないんでしょうか。
2:49:39	東京電力の尾川でございます。はいご指摘の通りでして、その懸案がございまして、天端マイナス3.5メートルを前提とした評価の、
2:49:52	と、別で分けてですね、3.0への
2:49:57	衝突評価の衝突の有無というのを別枠でご説明させ、本日も説明差し上げたという時で、それが添付資料5ってということですかね。
2:50:17	あ、はい。おっしゃる通りでございます。はい。ちょっとその添付するコウじゃちょっと中身の確認なんですけれども。
2:50:24	すいません今、すいませんこっち、勝手に見てしゃべっちゃったんであれなんですけれども、
2:50:35	704ページとかですかね。
2:50:46	えーと、
2:50:48	まず膨張てなしの場合は、そもそも直近会議に侵入しないんで、評価不要ということで、
2:50:55	なってるんでまあ、いいんだろう。
2:50:58	いいとして、もうちょっとね、防波堤ありの評価、これでいうと上二つですかね。
2:51:04	てなったときに、
2:51:08	基準津波1のところだとマイナス3.5までいかないのはわかるんですけども-3.0が下回っているように見えるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:15	ここの部分の評価って今なされていないのかなって。で、この基準津波 1 については、
2:51:21	直近会議に、
2:51:24	進入するっていうふうな評価がその前に書かれているんですね地震発生後 12 時間って、
2:51:30	そうするとちょっとここの評価だけ抜けているんじゃないかと、この評価もする必要があるんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。
2:52:02	東京電力の及川ですけども。
2:52:06	えっとですね。
2:52:08	この部分、3 まで、基準津波 1D3 ぐらいまで下がってますけども、
2:52:15	3 までには下がるんですけども、その段、もともと貯留堰 3.5 よりも水が下がったときに、
2:52:24	何ていうんでしょう、機能を発揮するものなので基準津波 1 は、
2:52:28	3 までには下がりますけど 3.5 までには下がらないのでそもそも、
2:52:32	なんていうでしょうその機能自体が鬼頭金の期待しない。
2:52:36	ものなので、検討しないっていう整理で添付資料 5 のほうは整理してるっていう形になります。
2:52:45	697 ページで、
2:53:07	アノ。
2:53:08	そこで、仮に壊れたとしてもそもそも、3.5 よりも上の、
2:53:15	高さまでに水がずっとあるので、
2:53:19	維持されているので、
2:53:21	仮に 3 メーターのところ壊れたとしても、そこまで下がって 3.5 まで下がらない、水位が周りが確保できているわけでは水の話ではなくてその、
2:53:31	3.0 まで下がって何かぶつかったときのそのぶつかる所と、漂流物のスクリーニングしているんですかっていう話なんですか。
2:53:42	規制庁の江崎です。事象想定としては、多分地震にしてもね、何してもそれ壊れましたと言った、するじゃない。次に津波が来たときどうすんですかって。
2:53:52	絶対来ない事象がなくて、それが瞬間的に来るわけじゃなくて、
2:53:57	そうです。
2:53:59	改修工事と言われ、補強から補修までを終えてないといけませんよ
	ね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:04	そういったことを考えると、通常はコウ防潮堤内んだけど、じゃあ膨張低を維持するのに、どういった期間考えていっていかっていうと、基本的に言う
2:54:13	と、
2:54:18	地震とそう考えた時に地震が起きましたと基準地震動が、
2:54:23	実際に津波の波源は基準津波タケヤは全然違う断層ですと。
2:54:28	いったところで、ただ、起こらないとも限らないですよ。
2:54:30	Ssが起きたと。
2:54:32	節で重き地震だろう。
2:54:37	ある程度損傷してしまって回収しよう、まだ回復しようとしたときに、
2:54:41	半年かかってしまってその間に、その木、
2:54:47	基準津波が起き、相当のものが起きないとは限らないですよ。誰も言い切れないですよ。
2:54:50	そういうこともかんがみてっていうことがもともと、
2:54:59	我々のガイドには書いてあって、ただいまみたいナカちょっとその一つの継続、津波の事象ですよ。そのあとに、その津波、
2:55:01	リカルド、
2:55:06	用いも起きるとは限らないけども、そういった津波が起きたならば、
2:55:14	どうすんですかって話があって、そういうこともかんがみたときに、
2:55:27	リスク、いわゆるSクラスとしてるわけですよ。だから、その基準津波とか基準地震動に対してそれは壊れてはいけないので、そういった時でも、そういう位置付けになってるはずなんですよ。だから、
2:55:32	そのあと
2:55:35	瞬間的に機能を果たせばいいっていう、
2:55:36	役割じゃないってこと僕言いたいんですよ。
2:55:39	こういう、
2:55:42	防潮庭とか貯留堰とか言ったものが、
2:55:47	貯留堰だからみんなちょっと、
2:55:49	あまり重きを置いてないかもしれ全部Sクラスなんですよ。防潮てなると、もうはっきり言うと、
2:56:02	格納容器と一緒にです。
	津波に対しての脅威に対する最終障壁だから、水が入っちゃったら、1みたいなこと起きちゃうわけですよ。だから最終障壁と考えて、いやあクラス湾とか安全機能を有する者たちが全部喪失しちゃった。
	わけじゃないですか。ただそうした場合には包丁でなんてのは基本的に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:06	最終条件に近いわけですね。だから、クラスは相当の信頼を得るような設計になってないとまずいという話で、それと同じようについ位置付けられている。
2:56:17	この調理セキを津波防護施設ですから、
2:56:22	そうすると同じような扱いになるので今みたいな考えだと。
2:56:26	いわゆる成立しなくなっちゃうんだよね設計の前提として、
2:56:31	言ってることはちょっとわかりましたでしょうかだから基本的にもう、
2:56:36	基準地震動基準地震動や基準津波来たとしても半永久的に、それ生き残ってないといけないんですよ、格納容器ということがあって、一緒にね。
2:56:46	そういった設計の概念してないと、
2:56:50	適合性がないとして判断するわけですよ、我々の基準基礎がそうなるから。
2:56:56	そこだけちょっともう一度、
2:56:58	ロジックを考えていただいた方がいいかなと。
2:57:01	そんなに大きな違いだと思わないので、そこをロジックを今見たら説明してしまうと、
2:57:07	適用性の判断に誤りっていう話になってしまうので、
2:57:13	そこは気をつけてくださいね。
2:57:21	それをちょっともう一度ですねそういう整理していただいた方がいいと思いますんで、
2:57:26	ロジックの整理ですね、よろしく願います。阿藤議員の方も承知しました。整理して、次回回答したいと思います。
2:57:53	規制庁かちょっとすみません、ページ戻って 506 ページお願いします。
2:58:08	506 ページのところで、
2:58:12	今回比較表にも出てたと思うんですが 255 分好きな話を説明追加だったら、ちょっとその説明が追加になる理由でありましてちょっと聞き逃したら申し訳ないでちょっとそこ説明いただけますか。
2:58:24	東京電力勝野です。衛藤。
2:58:27	255 分が追加になるのは 7 号機と比べてえと 508 ページ。
2:58:32	の資料。
2:58:36	で、
2:58:37	これ基準上がですね、図 4 ポツ 7-8 の基準津波 2 の資料なんですけどこれ 7 号機と比べまして、左から三つ目の丸がつい、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:48	下になってますこれは7号機の時はですね7号機取水口前面の水位で評価をしていたと。今回は6号機の海水貯留堰に注目して、6号機の貯留取水口前面水位で見るというところで微妙に水位が違うと。
2:59:02	いうところで追加になってるということになります。
2:59:05	規制庁深尾です。説明わかりましたありがとうございます。私からは以上です。
2:59:14	はい、規制庁チギラです他、
2:59:17	とありますか。
2:59:24	規制庁津川です。
2:59:26	845 ページからの、
2:59:28	工事計画変更認可後の変更手続きの資料なんですけれども、
2:59:33	これちょっとわかんなかったのが、
2:59:36	6表6ポツ1-1に書いてあるのは、
2:59:41	仮に今後公認を変更する手続きが生じる場合はこういうことがあるんでっていう考え方をまとめたものという理解でよろしいですか。今、これがすぐに生じるというわけじゃなくて今後、
2:59:53	可能性としてこういうことがあるのでその場合はこういうふうにと考えると、そういったことを示しているということでもよろしいですか。
3:00:02	東京電力井村です。そういった認識で間違いありません。規制庁オオツカ松原、理解しました。で、850 ページからなんですけれども、参考資料として、設計変更による自主対策設備と浸水防護施設についてという資料がついてるんですけれども、
3:00:18	ちょっとこの6ポツの趣旨とは違ってんじゃないかと思われてですね。
3:00:24	これもともとその、
3:00:26	設置変更許可における設計変更においてあってもあるんですけど、これ、
3:00:29	新規制基準の当初の申請ではなくて、
3:00:33	溢水防護ですとか、燃料被覆管の耐震性ですとかっていう
3:00:39	バクフィットのときの設置変更許可の話がされてるんじゃないかと思うんですけどまずその点はそれで理解正しいでしょうか。
3:00:47	はい。東京電力遠藤です。こちらの参考資料ですが、当初の設置許可ご説明差し上げた時に、この熱交エリアのB系のエリアはインターロック月つけてなかった時代です。
3:01:01	その際にはこの浸水を伝播防止で止めるという設計でご説明していました。その後ですねインターロックをつけるという変更申請さしてもらって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:11	その際にですね、せっかくなつけた浸水防止設備を取り外すのではなくて、そのまま残すんだよねという規制庁さんのご指導もありまして、
3:01:22	それを残すと、それを残すの方、どこに添付しようかなということで最後につけてしまってるんでそういった意味では前の、
3:01:30	この工事計画認可の手続きのの関連してるとは全く関係なくてですね、本当に最後に、参考本当の参考におつけしたという位置付けでございます。
3:01:41	きちっとツガネですはい。位置付けは理解しましたで、
3:01:45	これ自体が当初申請ではなくて、後から出した。
3:01:50	もので、私これ確か審査やった記憶があるんで、お聞きしてるんですけども、新規制基準の本体の後にバックフィットアノソウノ新新規制基準の中でさらに、
3:02:01	規制として、技術基準の適合性として追加されたものを、
3:02:05	ここ、
3:02:06	ハヤシに行くときの設置許可変更で、これはそのときに出されたものということであるとすればそれがちょっとわかるように書いていただかないと、何か、
3:02:15	当初の申請でええんか何かどっかで変更したのかってわからなくなってしまふので、その辺ちょっと説明を追記していただきたいと思います。東京エンドウです。
3:02:24	そうですね設置許可の変更に至ったその経緯ですとか、それが終えるような形で、参考にこれを自主対策であるけれども、残して維持していきますと。
3:02:36	したところがわかるようにちょっと拡充したいと思います。規制庁津野ですよろしくお願ひします。それであと先ほどちょっとご説明だったんですけども、ちょっとこの6歩通の
3:02:47	項目としてはちょっとなじまないとすれば、ちょっとこれ、ページがもう6ポツのページで振っちゃってるんで、7ポツにするとか、独立させたほうがいいんじゃないかと思ひますのでその点よろしくお願ひします。はい。東京電力遠藤です。おっしゃる通りですので、
3:03:01	わかるように、適切に修正したいと思ひます。施設をつくれますはいわかりました私からは以上です。
3:03:16	規制庁の山浦ですけど1点ですけど、
3:03:21	694 ページ 2、
3:03:25	漂流物の荷重を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:28	算出過程ということで出てますけども、
3:03:33	2番、(2)で、軽自動車について、
3:03:37	計算してって、
3:03:40	要はこれFEMAの式で、結局軸剛性でほとんど荷重が決まると思うんですが、
3:03:48	このタカハタ、
3:03:50	らの
3:03:53	2015年度に求められると書いてるんですけど、これ自体の資料というのはどっかにあるんでしょうか。
3:04:18	東京電力の千田でございます。今のご質問いただきましたこの
3:04:22	軽自動車の実効性を求めるにあたっての文献なんですけどもこのどちらの文献につきましてはこの資料の中には載せておりません。
3:04:31	先ほどFRPの計算がありましたけどもあつちは、
3:04:38	中の40代で、こっちは16条代で蓋桁違うぐらいの、結構ばらつくものかなと思うんですけども、自動車についてもですね、
3:04:50	大型から形までいろいろあって、
3:04:53	何をもってこの軽自動車にこの数値が、
3:04:57	ちょっと適用できるかっていうのが、
3:04:59	ちょっとよくわからなくて、やはり、これ本当にこの499.の設計に使う荷重ですので、そのバックを
3:05:11	ちょっとはっきりしておいた方がいいかなと思うんですけど。
3:05:16	このタカハタらの文献をつけて、これが計上しに適用できるんだということをやっと、
3:05:24	確認できるようにして欲しいんですけど、いかがでしょうか。
3:05:30	はい。東京電力の尾川でございます。はい。ご指摘承知いたしました。
3:05:35	こちらで引用してございますタカハタらの、
3:05:39	論文を参照する形で記載のほうを充実したいと思います。以上です。はい、了解いたしました。あとついでにちょっとお伺いしますけど他の事業者で、
3:05:51	自動シャーの衝突荷重を計算してるっていうのはあるんでしょうか。
3:05:59	FEMAの式を使って計算してるっていうことなんですけど。
3:06:05	東京電力のセンナですけども、サイズは違うんですけども大型の点検用車両だとかというところFEMA式で、衝突荷重を算出している。女川さんの例です。はい。ございます。
3:06:17	うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:19	この、
3:06:19	ばね定数も大体全部同じですか。
3:06:25	はい。わかります。ともかくそのバックがわかるように、ちょっとお願いいたします。はい。東京電力の千田です。はい、承知いたしました。はい。私から以上です。
3:06:48	規制庁、金担当の服部です。824 ページ、お願いします。
3:06:55	復水器水室出入口弁なんです、こっから説明が出てるんですが、結構載ってる内容がざっくりとした感じで、多分、827 ページのところに、
3:07:08	一番上のところに、6-2 の別添 2-5 っていうところがあって、これ計算書なんです、詳細はこっちで、今後、
3:07:18	何かヒアリング対象で説明があるということと考えてよろしいでしょうか。
3:07:26	東京電力の今野ですおっしゃる通りで、この後の
3:07:31	この後に説明が出てきます。
3:07:34	はい、わかりました。次のタービン補機冷却海水ポンプとスベンについても、6-2 の別添 2-7。
3:07:43	これも今後説明があるという、
3:07:46	ことでよろしいでしょうか。はい。木崎イムラですご認識の通りであります。わかりました。っていうか、この資料自体には何かモデルのものってないし、どういふそもそも
3:08:01	体系を対象にして解析してるって全然負えない状況なので、詳細はそちらで説明があった際に確認することにします。
3:08:08	それとは別にですねこの 826 ページ、概略構造図を載ってるんですが、
3:08:13	これがぼけてよくわからないです。
3:08:16	この辺何か改善できないでしょうか。
3:08:20	はい。東京電力遠藤です。ちょっと不鮮明なところは修正させていただきます。
3:08:25	あとこちらの補足説明資料で計算書っぽくつけてますが先ほど申しあげました通り耐震計算書の方で
3:08:33	ちゃんとモデルをつけた形でご説明を差し上げます。で、なぜこの補足をつけているかと申しますと先ほど来津波だけの荷重でもつよねって確認を、前回 7 号の時にですね、コメントいただきまして、津波単独での
3:08:48	評価を、補足の側の方で説明させてもらってるということで最初から耐震計算書からご説明差し上げれば、すっと入ってくるのかなと思います

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	けれど、資料の構成としてはそのようになってございます。はい。規制庁、服部ですわかりました。
3:09:03	それとですね、829 ページお願いします。
3:09:09	真ん中に両括弧BがあってKSD=の式が載ってるんですが、ここに式の中に出てくるGがですねこってクローズ人になってます。
3:09:19	で、これを説明してるところが上から三つ目で、Gは、
3:09:25	これはオープン時になってます。ちょっと記号が統一されていないような気がするんですが、これ何か意味があって変えてるんですか。はあ。
3:09:34	東京電力の井村ですそちらについては、誤記になりますので、
3:09:41	修正させていただきます。
3:09:43	よろしくお願いします。
3:09:49	それとですね。
3:09:51	737 ページをお願いします。
3:09:56	FEMAによる荷重の算定のところなんです、表 4-7-31-10 が出てるんですが、
3:10:03	真ん中に漂流物の資料として分が書いてある単位がキログラムフォースンなってるんですが、
3:10:10	これは質量でしょうか、それとも鍛冶案中重量でしょうか。
3:10:35	東京電力の千田でございます。資料になります。
3:10:40	えっと、規制庁だったりですね、その単位ってそしたらキログラムんならないんですkg法って何か荷重の単位のような気がするんですが、
3:11:09	あ、すみません東京電力の千田です。ちょっと事実関係が計画にして適正化をさせていただきます。はい。規制庁服部です。同じことが 738 ページも、
3:11:18	あります。
3:11:20	あと、これはちょっとわからないんで教えていただき、いただきたいんですが、602 ページお願いします。
3:11:30	ソリトン分裂の確認のために、やってる解析のところ、いくつか
3:11:36	プログラムを使って、その中での一つとして、最終的には却下されてるんですがOpenFOAMがあるんですが、これの解析条件が下に入れます。
3:11:48	で乱流モデル、これ見ると、 $k\Omega$ ってある、アルファベットで何かOMEGA Aって書いてあるんですがこれいわゆる軽目が、ギリシャ文字の目側のことですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:07	はい、東京電力のセンナです。すいませんこちらにつきましても事実関係確認させていただきまして秋田のほう適正化させていただきたいと思 います。はい。はい。規制庁の土肥です。それともう1点なんですがSs -Dって出てるっていう、これ。
3:12:18	COストレスランスフォームだと思うんですそうすると乱流モデル自体 に、
3:12:25	レイノルズ数の大きなところだから、壁の影響のないところでは、 $k\varepsilon$ を 使って、壁に近いところでは警報メガを使ってそれをブレンドし、したらア ンリユウ条件にしてるっていうことでよろしいでしょうか。
3:12:44	はい。東京電力のセンナすいませんこちらにつきましても実は設定条件 確認させていただきたいと思います。はい。規制庁名取です。よろしくお 願いします。私からは以上です。
3:13:03	はい。はい。規制庁の千明です。他、
3:13:07	補足説明資料についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。
3:13:11	はい。
3:13:13	はい。資料全体を通して、規制側から確認する点ございますか。
3:13:19	よろしいですか、東京電力の方から補足で。
3:13:22	追加で説明する事項はないですね。はい、わかりました。
3:13:27	それでは、本日のヒアリング終了いたしますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。